

第4章 資 料

1 清掃事業のあゆみ

年度	ご み 収 集	し 尿 収 集
昭和 26	旧青梅町区域の大部分2,844世帯（全体の約42%）を収集対象とし、うち1,350世帯を直営による戸別収集を開始する。（集めたごみは、手引車で河辺地内（現東青梅4丁目）の野外焼却場に搬入する。）	- ごみ収集同様、旧青梅町区域2,844世帯を収集対象とし、加入世帯が664世帯となる。 - 青梅市師岡96番地築地政一郎に汚物取扱業の許可を与える。 - 収集方法は、従来は各加入者の便槽からし尿を樽にくみ取り、これをリヤカーに積んで運搬していたが、三輪自動車、普通トラック各1台を整備し、輸送力を強化した。 - 収集するし尿はすべて農家に還元する。
27		加入世帯数が前年に比べて、2.1倍となる。（1,394世帯）
28		運搬用リヤカーが1台増える。
29	- 収集区域を、旧青梅地区の全域と根ヶ布・千ヶ瀬・上長淵・師岡の一部に拡大する。 - 塵芥焼却場（現長淵4丁目）が10月5日に完成し、ただちに焼却を開始する。 ※ 総工費 5,713,500円 ※ 焼却能力日量 7.5t - 加入世帯の増加に対処するため普通トラック1台および手引車2台を整備する。 - 危険物・もえがらの収集を一部区域で開始する。	
30	- 大門・御岳・沢井上分・沢井下分区域の全域および河辺・野上・二俣尾の一部を収集地区に加える。 - 一般加入者については10日ごとの収集とし、特殊加入者については5日ごとの収集とする。 8月から旧青梅町区域の厨芥収集を開始する。（隔日収集） - 手引車を2台増加し、7台とする。	7月1日、青梅市黒沢471番地小村品吉に汚物取扱業の許可を与え、許可業者数は2となる。 - し尿を農家に還元するため、貯留槽8槽を大門地区に設置する。
31	- 清掃条例を改正し、汚物処理手数料（ごみ）を4月1日から1世帯1か月30円（改正前20円）とする。 - 河辺地内（現東青梅4丁目）の旧野外焼却場に堆積する焼却灰および不燃物、約4,000m³を除去する。	- 清掃条例を改正し、汚物処理手数料（し尿）を4月1日から1樽（36ℓ）20円（改正前15円）とする。 - 収集区域については、旧青梅地区・千ヶ瀬・根ヶ布の全域および河边上・上長淵・下長淵・友田・駒木町・師岡・野上・大門・今井・二俣尾・沢井上分・沢井下分・御岳・畑中・黒沢の一部とする。 - 加入世帯が2,000世帯を超える。（2,195世帯） - 初めてバキュームカー2台が稼働する。

年度	ごみ収集	し尿収集
32		・藤橋・下の一部を収集区域に加える。 ・4月1日、築地政一郎に代わり、築地竹次郎を汚物取扱許可業者にする。
33	・吹上の全部および下の一部を収集区域に加える。 ・危険物・もえがらの収集区域を、河辺・二俣尾・沢井上分・沢井下分・御岳を除いた全域に拡大する。	・化学肥料の普及に伴い、生し尿の農耕用利用が激減し、し尿の農家還元が極めて困難となったため、昭和33年度・34年度の2か年継続事業により、し尿処理場の建設に着手する。 ※ 総工費 50,226,000円 ※ 加温消化（三機）方式 ※ 1日処理能力 36kℓ ※ 建設位置 青梅市南小曾木字古武士2629番地
34	・千ヶ瀬・師岡の一部および師岡市営住宅を、夏季（6～10月）期間、厨芥の収集区域に加える。	・新町・柚木の各一部を収集区域に加え、加入世帯が3,513世帯となる。 ・35年3月、し尿処理場が完成する
35		・4月、し尿処理場の運転を開始する。 ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料（し尿）を4月1日から人頭割制（1人1ヶ月20円）に改める。同時に、し尿処理場投入手数料を設定し、36ℓ当たり3円とする。 ・日影和田・南小曾木の一部を収集区域に加える。 ・一部区域を直営により収集する。 ・し尿処理場からの放流水の影響により稲作被害が発生し、井戸水も一部汚染される。
36	・加入世帯が3,000世帯を超える。（3,066世帯） ・ごみ収集用特殊自動車（圧縮車）1台および厨芥収集用軽自動車（ミゼット）1台をそれぞれ購入する。	・吹上・今寺・木野下・富岡の一部を収集区域に加える。 ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料（し尿）を4月1日から1人1ヶ月30円（改正前20円）に改める。同時に、し尿処理場投入手数料を36ℓ当たり1円（改正前3円）に改める。 ・加入世帯が5,000世帯を超える。（5,474世帯） ・4月1日、青梅市谷野88番地水村博に汚物取扱業者の許可を与え、許可業者数は3となる。 ・一部地形上の特殊区域を除き、し尿くみ取り作業をバキュームカー6台で行う。
37	・収集量の増加に伴い、塵芥焼却炉の増設（3.75t/日）を行い、処理能力を11.25t/日とする。 ※ 工事費 2,725,000円 ・厨芥の収集区域を、青梅・長淵・大門・梅郷・沢井の各地区に拡げる。	・処理能力の増加と放流水の良化を目的として、東洋理化方式による処理施設の改造に着手する。 ・直営によるし尿収集を廃止する。 ・し尿収集委託料引き上げの問題から、一時許可業者の作業放棄事態が起こる。

年度	ごみ収集	し尿収集
	・青梅地区は隔日、その他の地区は4日ごとに収集することとする。 ・ダンプトラックを1台購入する。	・4月1日、築地竹次郎に代わり、築地國雄を汚物取扱許可業者とする。 ・バキュームカー1台を増車する。
38	・清掃条例を改正し、汚物処理手数料（ごみ）を4月1日から1世帯1か月50円（改正前30円）に改める。 ・厨芥の収集区域を、一部地形上の特殊区域を除き、市全域に拡げる。 ・ダンプトラック、軽自動車各1台を増車する。	・8月、し尿処理施設の増設改良工事が完了し、1日処理能力は54kl（18kl／日が増加）となる。 ※ 工事費 9,228,070円 ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料（し尿）を4月1日から1人1か月40円（改正前30円）に改める。 ・成木地区の一部と御岳山を除き、市内全域を収集区域とする。 ・バキュームカー2台を増車し、計9台となる。
39	・危険物・もえがら埋立地を、新たに青梅市黒沢700番地に求める。 ※ 面積 1,400.13㎡ ※ 土地購入費 1,088,000円 ・厨芥収集用軽自動車（ミゼット）1台を増車し、計3台となる。	・加入世帯7,000世帯を超える。（7,094世帯） ・し尿処理施設での投入量が処理能力の限界に達し、農家還元量が大幅に増える。
40	・危険物・もえがらの収集を、汚物取扱業者に委託し、隔月収集から毎月収集に切り替える。 ・ダンプトラック1台を増車し、計3台となる。	・収集区域を、御岳山を除く市内全域とする。（8,235世帯） ・し尿処理施設増設の検討を本格的に開始する。 ・し尿処理場使用条例を廃止するため、し尿処理場投入手数料（360当たり1円）を10月から廃止する。
41	・厨芥収集の一部を、汚物取扱業者に委託し、全市隔日収集とする。 ・ダンプトラック1台、軽自動車（ミゼット）各1台を増車する。 ・御岳山に、小型塵芥焼却炉を2基設置する。（処理能力0.5t／日） ・不燃物埋立地として、新たに青梅市上長淵1417番地内に面積1,909㎡の山林を借上げる。（42年1月から埋立開始）	・加入世帯が9,000世帯を超える。（9,030世帯） ・し尿の農家還元量がますます増える。
42	・加入世帯が4,084世帯となる。 ・収集能率の向上と経費の節減を図り、併せて収集に対する排出者側の隘路を解消するため、ダストボックスによる雑芥・厨芥の混合収集を計画する。 ・43年1月から一部地域にダストボックス60個を配置し、収集を汚物取扱業者に委託し、隔日収集を開始する。	・43年3月16日、西多摩衛生組合に加入する。 ・同組合が運営する緑化園内に1日処理能力170klのし尿処理施設を建設することが決定する。（建設費は全額青梅市が負担） ・新し尿処理場付帯工事として、場外給排水工事を一部施工する。 ※ 工事費 10,553,000円 ・道路幅員が狭く、し尿のくみ取りが不可能な世帯の汲み取りを行うため、小型バキュームカー1台を購入する。

年度	ごみ収集	し尿収集
43	・8月1日、塵芥焼却炉を閉鎖し、同日から青梅市排出のごみを西多摩衛生組合緑化園焼却炉へ投入する。 ・9月、ごみ収集区域を青梅・長淵・大門・沢井各地区に拡大し、一般加入世帯（9,706世帯）すべてを隔日・混合収集とする。 ・ダストボックス520個、クレーン付ダンプトラック3台を購入する。 ・危険物・もえがらの収集間隔を月1回から月2回に変更し、御岳山の収集（月1回）を開始する。 ・厨芥の収集委託を直営に切替え、混合芥収集の一部を汚物取扱業者に委託する。 ・御岳山に、小型塵芥焼却炉1基を増設する。（処理能力0.5t/日）	・7月、西多摩衛生組合名義により、三菱重工業株式会社と新し尿処理場建設工事請負契約を締結し、建設に着手する。 ※ 建設年度 昭和43・44年度 ※ 契約金額（本体工事のみ） 231,350,000円 ※ 高速酸化処理方式 ※ 1日処理能力 170kℓ ・6月から、従来1か月1回であった収集間隔を20日に1回に短縮する。 ・加入世帯が10,000世帯を越える。（10,656世帯）
44	・ダストボックス537個を購入する。（ごみ用322個、危険物・もえがら用215個） ・クレーン付ダンプトラックを、3台を更新し、2台を増車する。 ・6月、長淵・大門地区の危険物・もえがら収集をダストボックスに切替える。同時に全市の収集間隔を、月2回から4回（週1回）とする。 ・9月、ごみ収集区域を、梅郷・小曾木・成木各地区に拡大し、隔日混合収集とする。このため、全市がダストボックス（一部地域紙袋収集）による混合収集となる。 ・危険物・もえがら埋立地を、新たに青梅市今井2434番地に求め、11月から埋立を開始する。 ※ 面積 14,153㎡ ※ 土地購入費 34,256,000円	・西多摩衛生組合の新し尿処理場完成に伴い、9月1日から投入開始する。同時に市し尿処理場を閉鎖する。 ・し尿処理場閉鎖に伴い、黒沢川堆積汚泥しゅんせつ工事を施工する。 ※ 工事費 1,230,000円 ※ 場所 古武士橋から湯場橋まで ※ 延長 1,000m ・11月16日、汚物取扱許可業者築地國雄、小村品吉、水村博の3業者が企業合同し、青梅新興株式会社を設立する。このため、3業者の許可を取消し、11月17日付けをもって新会社に許可を与える。
45	・清掃条例を改正し、4月1日から一般家庭のごみ処理手数料は無料とし、特殊加入者については、月排出量200kgまで控除、超える部分は1kg5円に改める。 ・手数料無料化と世帯数増により、ごみ用ダストボックス150個を購入する。 ・4月、粗大ごみ収集（月1回）を開始する。 ・6月1日から業者委託区域（ごみ）を拡大し、業者の稼働台数が2台となる。（直営8台） ・6月 東青梅・沢井・小曾木・成木・青梅（一部）の各地区の危険物・もえがら	・清掃条例を改正し、一般家庭のし尿処理手数料を無料とするとともに、特殊加入者については、月排出量150ℓまで控除し、150ℓを超える部分は1ℓ2円に改める。 ・手数料の無料化に伴い、加入世帯が急増したことから、収集車の稼働台数を12台に増車する。（12月末13,000世帯）

年度	ごみ収集	し尿収集
	収集を、ダストボックスに切替える。 この切替えと世帯数増のため、ダストボックス280個を購入する。	
46	・4月1日、粗大ごみ収集回数を毎月2回（改正前は月1回）に改める。 ・ダストボックスの設置基準を改める。 ※ 可燃物 14世帯に1個 ※ 不燃物 25世帯に1個 ・11月、西多摩衛生組合ごみ焼却施設増設工事に着手する。（150t／24時間）	・10月、し尿処理施設での全量処理が不可能になったため、今井地区の一部を借用し、掘削・処理する。 ※ 借用地 今井2023の2番地 2,281㎡ 今井2011の2番地 2,632㎡ （昭和48年3月31日まで） 今井2022の2番地 2,453㎡
47	・4月1日、清掃条例を全面改正し、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を施行する。 ・不燃物収集回数を、月2回から週1回に改める。 ・御岳山の不燃物収集を、月1回から2回に改める。 ・11月30日、西多摩衛生組合ごみ焼却施設（150t／24時間）が完成し、合せて1日の処理能力300tとなる。	・「し尿浄化槽、清掃料金軽減措置に関する要綱」および「し尿汲取り不可能世帯に対するし尿浄化槽設置資金貸付要綱」を設置する。 ・し尿浄化槽清掃について、年1回に限り清掃料金の一部を補助する。（単独処理のみ） ・今井地区にし尿処理対策委員会が発足する。 ・12月、し尿処理施設での全量処理が不可能となったため、今井2022の2番地（2号地）を掘削する。 ・48年1月、西多摩衛生組合し尿処理施設（第2）工事に着手する。 （150kl／日）
48	・4月、ダストボックスの設置基準を改める。 ※ 可燃物 13世帯に1個 ※ 不燃物 23世帯に1個	・4月、し尿浄化槽清掃料金について、合併処理も補助対象とする。 ・49年3月、西多摩衛生組合し尿処理施設（150kl／日）が完成する。合わせて1日の処理能力は320klとなる。
49	・「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 ・特殊占有者については、月排出量200kgまで控除し、超える部分は1kgにつき5円に改める。 ・12月～3月、青梅市不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削（西多摩衛生組合内の埋立地に移送処理）し、施設の長期使用を図るとともに、危険防止のため周囲に塀を設置した。（8,190㎡）	・特殊占有者については、月排出量150ℓまでを控除し、超える部分は1ℓにつき3円に改める。 ・6月～9月、し尿終末処分地（汲取式水洗便所、浄化槽等から排出するし尿汚泥）の施設を整備する。 ※ 今井2023の2番地（1号地） ※ 借上面積 2,281㎡ ・9月、し尿終末処分地（2号地）への投入を中止する。 （今井2022番地の2） ※ 50年度埋立工事、51年度整備工事を完了し、51年11月15日に2号地を返還する。

年度	ごみ収集	し尿収集
50	・4月～6月、青梅市不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削し、西多摩衛生組合の埋立地に処理する。(13,602㎡) ・ダストボックスの設置基準を改める。 ※ 可燃物 12世帯に1個 ※ 不燃物 変更なし (23世帯に1個) ・7月、今井無線自治会から不燃物埋立地に対する周辺対策として、集会施設建設を要求される。	・8月～3月、し尿終末処分地(2号地)返還に伴う埋立工事を施行する。
51	・4月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 ・特殊占有者については、月排出量200kgまで控除し、超える部分は1kgにつき10円に改める。 ・10月1日家庭雑排水吸込槽の清掃料金の一部を補助する軽減措置を実施する。 ・52年3月、今井無線自治会集会施設が周辺対策費補助と集会施設設置事業補助により建設される。	・特殊占有者については、月排出量1500まで控除、超える部分は10につき5円に改める。 ・11月15日、し尿終末処分地(2号地)を土地所有者に返還する。
52	・羽村町および瑞穂町において、廃棄物の終末処分を行った行為にかかる周辺の環境整備事業等に対し、両町と廃棄物終末処理対策協議会(21市)との協議により、総額3億円で和解し、4月5日に協定を締結し、解決する。 ・11月、御岳山に設置してある簡易焼却炉を廃止し、新たにバーナー付の焼却炉3基を設置する工事に着手し、年度内に1基、次年度に2基完成する。 ・53年3月、不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削・搬出する。(5,100㎡) ※ 工事費用 23,562,000円	・4月28日、御岳山のし尿くみ取りを開始する。(サイフォン方式) ・53年2月、御岳山のし尿くみ取りに伴う貯溜槽を設置する。 ・貯溜槽設置に伴う土地借上料として、200,000円を交付する。 ※期間(57.10.1～72.8.31)
53	・5月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則」の一部を改正する。 ・10月 不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削・搬出する。(11,200㎡) ※ 工事費用 58,800,000円	・くみ取式水洗便所等を使用する占有者で水洗便所改造義務期限の2年前までに限り減額を認めると改める。 ・5月20日、青梅市公共下水道の一部が供用開始となる。 ・8月31日、し尿終末処分地(1号地)の投入を中止し、処分地の埋立、残土置場の整備工事を施工する。 ・9月、汚水施設を整備し、投入を開始する。
54	・4月、不燃物埋立地整備用機械コンパクタを購入する。 ・ごみ減量運動に取り組むため、資源再利用推進報償金交付制度と家庭用ごみ焼却器	・6月～8月、し尿終末処分地(1号地)返還に伴う整備工事を施工し、3月をもって返還する。

年度	ごみ収集	し尿収集
	購入補助金交付制度を実施する。	
55	・4月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 ・特殊占有者については、月排出量200kgまでを控除し、超える部分は1kgにつき15円に改める。 ・11月1日、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が発足する。 ・56年1月、不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削・搬出する。 (15,600㎡) ※ 工事費用 95,160,000円 ・56年3月、不燃物埋立地周辺対策として、地元自治会および隣接地入間市桂地区との覚書により、協力報償金を交付する。	・特殊占有者については、月排出量1800までを控除し、超える部分は10につき6円に改める。 ・5月1日、し尿くみ取り不可能世帯の解消を図るため、し尿くみ取り器具設置費補助金制度を実施する。
56	・10月、不燃物埋立地整備用機械ブルドーザーを購入する。 ・12月、「青梅市リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）建設基本計画」を策定する。 ・57年2月、リサイクルセンター建設地を決定し、諸調査を開始する。	・10月、公共下水道の供用開始に伴い、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、16台とする。
57	・12月9日、リサイクルセンター建設に着工する。 ※ 破碎選別処理施設 749,900千円 ※ 焼却処理施設 1,198,000千円	・58年1月、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、15台とする。
58	・4月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。	・水洗便所改造義務期限から2年を経過する占有者に対し、くみ取式普通便所使用料金を使用家庭1人月額260円とし、事業所およびくみ取式水洗便所等は従来どおりとする。なお、月1800の基礎控除は廃止する。 ・11月、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、14台とする。
59	・59年3月、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 ・占有者の事業活動等に伴うごみの廃棄物処理手数料を、1kg20円に改める。 ・4月2日、リサイクルセンターが稼働を開始する。 ・粗大および有害ごみ（乾電池）の分別収集を開始する。 ・昭和44年から行っていた今井地区内の埋立地への埋立を終了する。（昭和60年3月末まで） ・日の出町内に開設する東京都三多摩地域	・水洗便所改造義務期限から2年を経過する占有者に対し、くみ取式普通便所使用料金を使用家庭1人月額400円とし、事業所およびくみ取式水洗便所等は、1010円に改める。 ・7月、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、13台とする。

年度	ごみ収集	し尿収集
	広域処分組合谷戸沢処分場への埋立を開始する。	
60	・今井5丁目地内の不燃物埋立地の埋立終了に伴い、協力報償金等について、今井5丁目自治会および入間市桂地区と協議し、報償金の切下げと美化デーごみ等について当分の間埋立てを継続することが決定した。 ・6月、上記不燃物埋立地への埋立終了に伴い、コンパクタを売却処分する。 ※ 売却金額 1,500千円 ・じんかい収集基地施設整備工事および公共下水道接続等整備工事を開始する。 ※ 工事費 4,828千円 ・8月、西多摩衛生組合施設整備検討委員会が設置される。 ・10月、可燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し、12台とする。	・7月、し尿くみ取り車委託車両台数を1台減車し、12台とする。
61	・御岳山焼却炉1号炉整備工を行う。 ※ 工事費 3,450千円 ※ じんかい収集車2t車1台を更新する。	・4月、「浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。 ・10月、「青梅市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱」を新設する。(公害対策課) ・10月、し尿くみ取りの委託台数を1台減車し、11台とする。 ・11月、浄化槽汚泥水等脱水処理委託を開始する。
62	・11月 可燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し、13台とする。 ・御岳山焼却炉1号、2号および3号炉の上屋を塗装する。	・63年2月、青梅市市街化調整区域内汚水処理検討委員会を発足する。(下水道部) ・63年3月、し尿くみ取りの委託台数を1台減車し、10台とする。
63	・青梅新興が道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第2項による一般区域貨物自動車運送事業の経営について、昭和63年5月10日付関自貨2第490号で関東運輸局長より免許を受け、昭和63年9月2日より運輸を開始する。 (車のナンバーが自家用から営業用となる。)	
	・今井5丁目の不燃物埋立地の一部を整備し、地元用の運動広場を設置する。	・4月、「浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。
平成元	・4月、家庭用生ごみ処理機器等購入補助金交付制度を実施する。 ・4月、資源回収事業協力助成金交付制度を開始する。 ・4月・10月、可燃ごみ収集委託台数を各1台増車し、15台とする。また、不燃ごみ収集委託台数を1台増車し、6台とする。 ・塵芥収集車(2t車)の更新に伴い、リレーパック車(3.5t車)を導入す	・4月・2月、し尿くみ取り委託台数を各1台減車し、8台とする。

年度	ごみ収集	し尿収集
	- る。 ・青梅新興にスプーンパッカー車（２ｔ車）が１台導入される。	
２	・可燃ごみ収集委託車両台数を１台増車し１６台とする。 ・塵芥収集車（２ｔ車）４台の更新に伴いリレーパック車（３．５ｔ車）４台を導入する。 ・青梅新興にスプーンパッカー車（２ｔ車）が１台増車され、２台となる。	
３	・塵芥収集車（２ｔ車）の更新に伴いリレーパック車（３．５ｔ車）を導入する。また、動物死体処理車（軽トラック）１台を新規に導入する ・１０月、不燃ごみ収集委託車両台数を１台増車し、７台とする。 ・青梅市ごみ問題検討協議会（平成３年６月～平成４年３月）を設置する。（当市のごみ問題についての「提言」をまとめる。）	・し尿くみ取り委託車両台数を、４月と２月に各１台減車し、６台とする。
４	・占有者の事業活動等に伴うごみの廃棄物処理手数料を、１ｋｇ２３円に改める。 ・美化デーごみ等の処分、埋立を行っていた今井５丁目地内の不燃物埋立地を廃止する。（平成４年１１月７日付行政財産としての用途廃止手続を行う。） ・１２月、発泡スチロール（食品用白色トレイ）・ペットボトルを、市内スーパー店頭および市役所および市民センターで回収を始める	・くみ取式普通便所使用料金を、使用家庭１人月額５００円とし、事業所およびくみ取式水洗便所等は、１０１２円に改める。
	・５年３月 「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を全部改正して、新たに「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」を制定する。	
５	・条例にもとづき、「青梅市廃棄物減量等推進審議会」を設置する。 ・塵芥収集車（２ｔ車）の更新に伴い、スプーンパッカー車（２ｔ車）１台を導入する。 ・７月、新町・河辺町・藤橋・今井地区でビン・カンの分別収集を開始する。 ・８月、不燃ごみ収集委託車両台数を１台増車し、８台とする。 ・１０月 粗大ごみの電話申込みによる戸別有料化収集を開始する。（委託台数４台） ・１０月２４日、リサイクルフェスティバルの開催に合わせ、リサイクルセンター内にリサイクルショップが開設される。 ・１１月、事業系一般廃棄物の処理について、マニフェスト制度を導入する。	・６年２月 し尿くみ取り委託車両台数を１台減車し、５台とする。

年度	ごみ収集	し尿収集
	・ 12月 リサイクルセンターにおいてフロンガスの引き抜き（冷蔵庫）を開始する。	
	・ 6年3月、「青梅市一般廃棄物処理基本計画」を策定する。	
6	・ 御岳山焼却炉の改修工事（1号炉）を行う。 ・ 10月 大門・東青梅地区を新たにビン・カンの分別収集地区とし、区域の拡大を図り、収集を開始する。	・ 7年2月、青梅市し尿処理場の建設に着工する。（青梅市・福生市・瑞穂町3市町共同建設） ※ 総工費 1,164,000,000円
7	・ 家庭用生ごみ処理機器の補助対象機種拡大および補助限度額の引上げを実施する。また、家庭用ごみ焼却器用煙突を補助対象とする。 ・ 7月～9月、河辺町1～3丁目で、プラスチックごみの実験収集を実施する。 ・ 10月～12月、御岳山焼却炉の建屋建替工事を行う。（1・3号炉） ※ 工事費 4,841,000円 ・ 8年1月、ビン・カンの分別収集を御岳山を除く市内全域に拡大する。 ・ 8年1月、廃棄物減量等推進審議会にダストボックス収集制度の見直しと家庭ごみの有料化について諮問する。 ・ 8年2月、リサイクルセンターにおいて廃プラスチック固形燃料化システムが稼働する。	
8	・ 6月～7月、御岳山焼却炉の改修工事を行う。（2・3号炉） ※ 工事費 7,750,000円 ・ 9年3月、廃棄物減量等推進審議会からダストボックス収集制度の見直しおよび家庭ごみの有料化についての答申が出される。	・ 6月、西多摩衛生組合のし尿処理施設に替わり、青梅市・福生市・瑞穂町の3市町共同で建設していた「青梅市し尿処理場」が稼働を開始する。 ・ 6月、くみ取り式普通便所使用料金を、使用家庭1人月額600円とし、事業所およびくみ取り式水洗便所等は1015円に改めるほか、当該供用開始区域内における水洗便所への改造義務期限後の経過猶予期限を廃止する。
9	・ 12月、昭和54年度から実施してきた家庭用ごみ焼却器の購入補助制度を廃止する。 ・ 10年1月、最終処分場の谷戸沢処分場が埋立て完了に伴い、第二処分場である二ツ塚処分場への一部搬入が始まる。	・ 4月、御岳山を除くし尿くみ取り委託業務契約を車両台数制から従量制に変更する。（1kg当たり11.44円） ・ 9月、御岳山のし尿くみ取りに伴う貯溜槽設置土地使用貸借契約の更新に併せ、土地借上げ補償金200,000円を御岳山自治会に交付する。（平成9.9.1～平成29.8.31）
	・ 10年3月、平成6年10月に着工する中間処理施設の西多摩衛生組合の新処理施設が竣工される。	・ 10年3月、「青梅市し尿処理場」が青梅市に帰属される。
	・ 10年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」を一部改正する。（ダストボックス収集制度の廃止、家庭系ごみおよび事業系ごみの有料化）	

年度	ごみ収集	し尿収集
10	・4月、ダストボックス収集制度廃止およびごみの有料化に伴い、家庭用生ごみ処理機器等の補助件数が殺到し、6月25日をもって今年度の補助を中止とする。 ※ 補助台数 6, 167台 ※ 補助額 284, 325, 160円 ・5月、ごみ収集制度変更に伴う住民説明会を9月末まで市内全域で開催する。 ・9月1日から指定収集袋の販売を開始する。 ・10月1日、戸別収集制度およびごみの有料化を実施する。 ・粗大ごみ収集を委託から直営へ変更することに伴い、直営のリレーパック車5台を粗大ごみ収集車4台、軽トラック1台に更新する。	
11	・11月1日、リサイクルセンター内のせん定枝資源化施設を稼動する。 ・粗大ごみ収集車両（LPG車）を増車する。（粗大収集車両計5台） ・12月、御岳山地区に生ごみ処理機を設置する。（3基）	
12	・4月1日、リサイクルセンターへの粗大ごみの個人持込みを開始する。 ・御岳山地区での指定収集袋によるごみの排出を開始する。（ステーション収集） ・ごみ収集車（軽トラック）1台を2tダンプ（LPG車）に更新する。 ・東京都三多摩廃棄物広域処分組合が「エコセメント事業基本計画」を策定する。	
	・13年2月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（家電リサイクル法に該当する粗大ごみ品目の削除、事業系ごみ用指定収集袋に小袋を追加）	
13	・4月、事業系一般廃棄物処理手数料を改定し、持込みごみ処理手数料を1kg当たり20円（改定前15円）とする。 ・4月、家電リサイクル法の施行に伴い、テレビ、エアコン、電気冷蔵庫および電気洗濯機の行政回収を廃止する。以降は青梅市家電リサイクル推進協議会で取り扱うこととする。 ・容器包装リサイクル法にもとづき、ガラスビンと食品用白色トレイの再生処理業者への引渡しを開始する。 ・不法投棄対策として、「不法投棄にかかる情報提供サービスに関する覚書」を青梅郵便局長および御岳郵便局長と締結する。	

年度	ごみ収集	し尿収集
14	・4月、粗大ごみの「ふれあい収集」を開始する。 ・ごみ減量とリサイクルの促進に向けて組織改正を実施、新たにごみ対策課を設置し、環境衛生課の所管事務から廃棄物に関する事務を移管する。 ・「不法投棄にかかる情報提供サービスに関する覚書」を、市内13新聞販売店、東京都森林組合青梅支所および京王タクシーと締結する。 ・行政改革方針にもとづき、年度末をもって家庭用生ごみ処理機器等購入補助金交付制度を廃止する。	
	・15年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（青梅市廃棄物減量等推進審議会委員数を15人以内から12人以内に変更、15年4月から施行）	
15	・10月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（粗大ごみ廃棄物処理手数料の表からパーソナルコンピュータを削除） ・4月、青梅市総合長期計画の中で、市民1人1日100グラムのごみ減量を目指す「ごみ減量チャレンジ100」事業を計画し、ごみ減量に向けた積極的な取り組みを開始する。 ・6月、容器包装リサイクル法にもとづく資源化処理を拡大し、ペットボトルおよびその他プラスチック容器包装の一部について、再生処理業者への引渡しを開始する。 ・10月、家庭用パソコンメーカーによる自主回収の開始に伴い、行政回収を廃止する。 ・16年3月、プラスチック容器包装の固形燃料化処理を終了し、容器包装リサイクル法にもとづく全量処理に移行する。	・4月、青梅市し尿処理施設管理運営懇談会委員から市議会議員3人を削除し、定数を6人とする。
16	・7月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（廃棄物手数料を1kg当たり20円を30円に改正、10月から施行） ・4月、資源の戸別収集にペットボトルを追加し、ビン・ペットボトルとしての収集を開始する。 ・古紙類・繊維類・カンを青梅資源リサイクル事業協同組合へ搬入を開始する。	
	・17年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（廃棄物処理手数料の減免対象者に、障害者手帳の交付者がいる世帯で市民税非課税世帯を追加）	
17	・4月、汚れたプラスチック類および容器包装以外の軟質系プラスチック類を可燃ごみに分別変更する。 ・4月、福祉施設のごみ収集有料化を開始する。	・4月、一般のし尿くみ取り委託業務契約を1kg当たり11.47円に変更する。御岳山は30.23円

年度	ごみ収集	し尿収集
	・ 10月、有料ごみ袋の1枚売りを開始する。	
	・ 18年3月、一般廃棄物処理基本計画書（平成18年度～24年度）を策定する。 ・ 18年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（動物の死体処理手数料を1体につき2,000円から4,000円に変更、19年3月から施行）	
18	・ 4月、毎月第3日曜日に粗大ごみの持ち込み受け入れを開始し、祝日の受け入れを廃止する。 ・ 10月、家庭系指定収集袋に特小袋（可燃のみ）を追加する。 ・ 3月、「青梅市ごみ分別ハンドブック」を作成し全戸配布をする。	
	・ 19年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（粗大ごみ廃棄物処理手数料（別表第1）の一部を変更、19年4月から施行）	
19	・ 容器包装プラスチックごみを不燃ごみと分別して収集を開始する。（各月の第1週は不燃ごみ（月1回）、それ以外の週は容器包装プラスチックごみ（週1回） ・ 可燃性の粗大ごみの大きさの基準を50cm以上に変更する。 ・ 皮製の衣料品も繊維類として回収する。 ・ 4月1日から20年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（6,932トン）	
20	・ 4月、「可燃ごみ」・「不燃ごみ」を「燃やすごみ」・「燃やさないごみ」に名称変更する。 ・ 指定収集袋に「容器包装プラスチックごみ」を追加し、経過措置として「不燃ごみ」専用袋での排出可能を半年間延長する。（10月に更に半年間延長する。） ・ 家庭系指定収集袋に特小袋（燃やさないごみ）を追加する。 ・ 高齢者世帯の減免対象年齢を65歳以上に引き上げる。 ・ 4月1日から21年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（4,320トン）	・ 4月、一般のし尿くみ取り委託業務契約を1kg当たり11,52円に変更する。
	・ 21年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（資源ごみの持ち去り行為の禁止、罰則規定は7月から適用） ・ 21年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（粗大ごみ廃棄物処理手数料（別表第1）の一部を変更、21年4月から施行）	
21	・ 4月、家電リサイクル法の一部改正により、テレビ（液晶・プラズマ）と衣類乾燥機が市では回収不能品に追加される。 ・ 8月、リサイクルセンターへの粗大ごみ	・ し尿処理施設汚泥冷却措置（空冷チラーユニット）を更新した。 ・ 4月、御岳山を除くし尿くみ取り委託業務契約を従量制から1カ月

年度	ごみ収集	し尿収集
	個人持込みにおいて、昼休み時間帯の受付を開始する。 ・ 2年間使用延長をしてきた「不燃ごみ」袋での「容器包装プラスチックごみ」の排出を3月末で終了する。	3,961,000円(税込)に変更する。御岳山は、1kg当たり31,74円(税込)
22	・ 22年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。(ごみ処理手数料・粗大ごみ廃棄物処理手数料の一部を変更、22年10月から施行) ・ 22年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(ごみ処理手数料・粗大ごみ廃棄物処理手数料の一部を変更、22年10月から施行) (「高齢者(65歳以上)のみの世帯」を「高齢者市民税非課税世帯」に変更、23年4月から施行)	・ 4月、御岳山を除くし尿くみ取り委託業務契約を1カ月3,882,572円(税込)に変更する。
	・ 4月、収集部門と処理部門を一元化し、リサイクルセンターをごみ対策課リサイクルセンター管理係とする。 ・ 粗大ごみの自宅回収申込み受付時間を昼休みにも拡大する。 ・ 10月の料金改定に合わせ、減免対象者に配布する「燃やすごみ」指定収集袋の半年間分を枚数調整し、後期分については、ごみ袋取扱店で交換できる引換券を交付する。また、ごみ処理手数料(指定収集袋)の改定により、一般家庭から出るおむつの無料収集と、リサイクルセンターへの剪定枝の持込みを無料化する。 ・ 今井作業所を閉鎖し、リサイクルセンターで白色トレイの選別作業を開始する。 ・ 10月、粗大ごみ料金の算定基準の一部を幅と高さの合計に改め、新たな料金区分を設定する。(収集単価1,000円、持込単価700円) ・ 回収不可であったオルガン・電子ピアノ・電子オルガンを粗大ごみに変更する。 ・ 9月まで販売していた容器包装プラスチックごみ袋と旧不燃ごみ袋を同サイズ10枚1組単位の未開封のものに限って、1月中旬から3月末日までごみ対策課・リサイクルセンター・各市民センターで等価交換を実施する。 ・ 3月、「青梅市ごみ分別ハンドブック」を「青梅市ごみ減量・資源リサイクルハンドブック」に改訂し全戸配布をする。 ・ 7月1日から7月30日まで多摩川衛生組合の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。(2,236トン)	・ 23年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(ごみ処理手数料・粗大ごみ廃棄物処理手数料の一部を変更、23年4月から施行)

年度	ごみ収集	し尿収集
23	・4月、化粧ビンの回収を燃やさないごみから資源ごみのビンに変更する。 ・日曜日の粗大ごみの持ち込みを、第3日曜日から毎週日曜日に拡大し、リサイクルセンター管理係の再任用職員で受け付ける。それに合わせ、リサイクルショップの開所日も同日に変更する。 ・リサイクルセンターで、ごみ袋の販売とボランティア袋の配布を始める。 ・高齢者世帯の減免対象について、65歳以上のみで構成される市民税非課税世帯に変更する。 ・ペットボトル・白色トレイの拠点回収を直営から委託に変更する。 ・臼を粗大ごみ対象から外し、コンクリート付物干し台と漬物石を対象に加える。 ・8月、福島第一原子力発電所の事故による放射性セシウムの影響により、剪定枝チップの市民への配布を自粛する。 ・9月、公共施設の剪定枝受入れを中止する。	・24年3月、し尿処理施設の投入ポンプ等を更新する。
	・24年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(高齢者世帯減免世帯へのごみ袋支給を年間1回にする。24年4月から施行) ・24年3月、青梅市一般廃棄物処理基本計画(平成24年度～平成38年度)を改訂する。	
24	・4月、ごみ対策課から清掃リサイクル課に課名を変更する。 ・高齢者のみの非課税世帯に交付するごみ袋引換券を年間1回(4月)の発行に変更する。(施行規則第12号) ・6月11日から25年3月22日まで、宮城県牡鹿郡女川町の可燃性災害廃棄物1,427トン以西多摩衛生組合で受け入れる。(月～金、1日7～20トン、車両2～5台) ・11月、剪定枝チップの市民への配布を再開する。 ・12月、公共施設の陶磁器・ガラス類の別袋での排出を開始する。 ・25年1月、公共施設の剪定枝受入れを再開する。	・4月、浄化槽設置事業補助金交付事務を都市整備部下水工務課へ移管する。
	・24年12月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき技術管理者の資格を規定する。25年4月から施行)	
25	・4月、かばん、靴、ベルト、ぬいぐるみ類の無料回収を始める。(第4水曜日、戸別回収)	

年度	ごみ収集	し尿収集
	・ 4 月、家庭用廃食用油の無料回収を始める。（リサイクルセンター） ・ 1 1 月 2 ～ 3 日、青梅産業観光まつり会場内にて使用済小型家電のイベント回収を実施する。 ・ 1 2 月、塵芥収集基地（長淵 4 丁目地内）を閉所し、塵芥収集業務をリサイクルセンターに移転する。 ・ 1 2 月 2 0 日から 2 6 年 3 月 3 1 日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（1, 5 1 2 トン） ・ 2 6 年 2 月、使用済小型家電のボックス回収を始める。（市役所、リサイクルセンター、1 1 市民センター）	
2 6	・ 不燃残さ（ガラス、陶磁器）の資源化に伴い、東京たま広域資源循環組合への搬入を 9 月で停止する。 ・ 1 0 月、リサイクルセンターへの直接持込の際の住所確認を始める。 ・ 8 月 1 日から 2 7 年 3 月 3 1 日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（2, 4 4 3 トン）	・ 4 月、御岳山を除く、し尿くみ取り委託業務契約を 1 か月 3, 9 4 0, 4 7 1 円（税込）に、御岳山は 1 k g 当たり 3 2. 6 4 円（税込）に変更する。
2 7	・ 4 月、ガラス、陶磁器のリサイクルセンターへの直接持込による回収を始める。 ・ 1 月、有害ごみのリサイクルセンターへの直接持込による回収を始める。 ・ 4 月 4 日から 2 8 年 3 月 3 1 日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（1, 8 8 1 トン）	・ 4 月、浄化槽市町村整備推進事業（市設置型浄化槽事業）を開始する。 ・ 2 8 年 3 月、浄化槽設置事業補助金交付を終了する。
2 8	・ コイン電池の有害ごみとしての回収を始める。 ・ 1 1 月 5 ～ 6 日、青梅産業観光まつり会場内にてフードドライブを実施する。 ・ 4 月 2 日から 2 9 年 3 月 3 1 日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（1, 8 1 7 トン）	
	・ 2 9 年 3 月、青梅市一般廃棄物処理基本計画（平成 2 9 年度～平成 4 3 年度）を改訂する。	
2 9	・ ペットボトル・白色トレイの拠点回収を 3 月末で終了する。 ・ 小型家電リサイクル法の認定事業者と協定を締結し、使用済のパソコンおよび小型家電の宅配便を利用した回収を開始する。	・ 6 月、青梅市し尿処理場の区域を青梅都市計画汚物処理場として、都市計画決定する。 ・ 9 月、青梅市し尿処理場基幹的設備改良工事に着手する。 ※ 工事年度 平成 2 9 ・ 3 0 年度 ※ 工事契約金額 5 9 4, 0 0 0, 0 0 0 円
	・ 3 0 年 3 月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（廃棄物処理手数料納入通知書の様式をコンビニエンスストア納付に対応した	

年度	ごみ収集	し尿収集
	ものに改める。平成30年6月1日から施行)	
30	・4月、粗大ごみ自宅回収の委託を開始する。 ・4月、ガラスを第1・3・5週、陶磁器を第2・4週に戸別収集を開始する。併せて、ペットボトルの戸別収集を週1回、カンの戸別収集を第1・3・5週、ビンの戸別収集を第2・4週に変更する。	・31年3月、青梅市し尿処理場の基幹的設備改良工事が完了する。
	・31年2月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(技術管理者となることができる者の学歴要件に、学校教育法にもとづく専門職大学の前期課程を加える。平成31年4月1日から施行)	
令和元	・4月、粗大ごみの「ふれあい収集」を廃止し、委託による「粗大ごみ運び出しサービス」を開始する。 ・8月、ごみの分別をAIが自動案内する「AIチャットボットによるごみの分別案内」の実証実験を開始する。 ・2年2月、青梅市リサイクルセンター容器包装プラスチック処理ライン設置工事に着手する。 ※ 工事年度 令和元・2年度 ※ 工事契約金額 148,500,000円 ・2年3月、市内スーパー5店舗と河辺駅前にて、マイバックキャンペーンとしてエコバックを配布する。 ・2年3月、令和2年度版ごみ収集カレンダーのページ数拡充(8ページから24ページ)および広告掲載(1枠50,000円、計12枠)を開始する。	・4月、青梅市し尿処理場に、これまでの青梅市、福生市、瑞穂町のし尿に加えて、新たに羽村市のし尿と青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町の浄化槽汚泥の投入を開始する。 ・10月、御岳山を除く、し尿くみ取り委託業務契約を1か月3,575,000円(税込)に、御岳山は1kg当たり33.25円(税込)に変更する。 ・2年3月、「浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。
令和2	・7月、フードドライブの受付を通年に変更する。 ・8月、AIチャットボットによる粗大ごみ料金の案内を開始する。 ・3年3月、市内在住の外国人向けにごみ収集に関する情報をまとめたリーフレット「青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を6ヶ国語(英語・タガログ語・ベトナム語・中国語・韓国語・スペイン語)で発行する。 ・3年3月、リサイクルセンターの容器包装プラスチック処理ライン設置工事が完了する。	・6月、し尿処理施設管理運営懇談会を廃止する。
	・9月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(延滞金および還付または充当加算金の割合の特例にかかる規定を平均貸付割合を引用した規定に改める。令和3年1月1日から施行) ・3年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(押印にかかる規定を削除する。令和3年4月1日から施行)	

年度	ごみ収集	し尿収集
令和 3	・ 10月、リサイクルセンターの維持管理業務を委託化する。 ・ 12月、青梅市リサイクルセンター基幹的設備改良工事に着手する。 ※工事年度 令和3・4・5年度 ※工事契約金額 418,000,000円 ・ 4年3月、青梅市LINE公式アカウントにてごみの分別案内を開始する。 ・ 4年3月、ごみ収集に関する情報を分かりやすく簡単な言葉でまとめたリーフレット「やさしい日本語版 青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を発行する。	・ 4月、御岳山地区の収集運搬業務委託契約を、これまでの1kgあたりの単価から、1日あたりの単価に変更する。
	・ 4年3月、青梅市一般廃棄物処理基本計画（令和4年度～令和18年度）を改訂する。	
令和 4	・ 5年3月、市役所・リサイクルセンターにて、使用済みインクカートリッジの無料回収を開始する。	・ 5年3月、「浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。
令和 5	・ 6年2月、地域の情報サイトを運営する企業とリユースに関する協定を締結する。 ・ 6年3月、青梅市リサイクルセンター基幹的設備改良工事が完了する。	

2 一般廃棄物収集・運搬委託の経過

(1) 燃やすごみ・資源ごみ（古紙・繊維類） ※資源ごみは平成10年10月1日から委託

昭和41年10月 1日	直営収集のほか、一部を水村博に委託する。
昭和43年 4月 1日	直営収集のほか、一部を小村品吉に委託する。
昭和44年 4月 1日	直営収集のほか、一部を水村博に委託する。
昭和44年11月17日	水村博への委託分について、築地國雄、小村品吉および水村博の3業者が企業合同し、青梅新興(株)を設立したことに伴い、同社に委託する。
平成10年10月 1日	ダストボックス収集から戸別収集への移行と、直営収集の廃止および古紙・繊維類の戸別収集開始に伴い、青梅新興(株)およびスイハン企業(株)に委託する。
平成16年 4月 1日	青梅新興(株)およびスイハン企業(株)に加え、(株)大島商事に委託する。

(2) 燃やさないごみ・容器包装プラスチックごみ・有害ごみ

	※有害ごみは平成10年10月1日から追加 ※容器包装プラスチックごみは平成19年4月1日から不燃ごみと分別して収集
昭和40年11月 1日	小村品吉に委託する。
昭和44年 6月 1日	築地國雄に委託する。
昭和44年11月17日	築地國雄、小村品吉および水村博の3業者が企業合同し、青梅新興(株)を設立したことに伴い、同社に委託する。
平成10年10月 1日	(1)に記載した収集制度への移行と、有害ごみの戸別収集開始に伴い、青梅新興(株)およびスイハン企業(株)に委託する。

(3) 資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル・ガラス・陶磁器）

	※ペットボトルは平成16年4月1日から委託
平成 5年 7月 1日	スイハン企業(株)、(有)青梅クリーンリサイクルおよび青梅新興(株)に委託する。
平成 8年 4月 1日	スイハン企業(株)、(有)青梅クリーンリサイクル、青梅新興(株)および奥住運輸(有)に委託する。
平成10年10月 1日	(1)に記載した収集制度の移行に伴い、(有)青梅クリーンリサイクル、奥住運輸(有)、(有)サンクリーン永昌および共同企業(株)に委託する。
平成23年 4月 1日	ペットボトルと白色トレイの拠点回収を直営から委託に変更する。
平成30年 4月 1日	ペットボトルと白色トレイの拠点回収を廃止する。収集品目にガラスと陶磁器を追加する。

(4) 粗大ごみ

平成 5年10月 1日	青梅新興(株)に委託する。
平成 9年 4月 1日	(有)サンクリーン永昌に委託する。
平成10年10月 1日	委託収集を廃止して直営収集とする。
平成30年 4月 1日	直営収集を廃止し、委託収集とする。（ふれあい収集を除く。）
平成31年 4月 1日	直営による「ふれあい収集」を廃止し、委託による「粗大ごみ運び出しサービス」を開始する。

(5) し尿収集、運搬

昭和26年 4月 1日	築地政一郎に委託する。
昭和30年 7月 1日	築地政一郎および小村品吉に委託する。
昭和32年 4月 1日	築地政一郎委託分について、築地竹次郎に変更する。
昭和36年 4月 1日	築地竹次郎、小村品吉および水村博に委託する。
昭和37年 4月 1日	築地竹次郎委託分について、築地國雄に変更する。

昭和44年11月17日

築地國雄、小村品吉および水村博の3業者が企業合同し、青梅新興(株)を設立したことに伴い、同社に委託する。

3 一般廃棄物処理業等許可業者および浄化槽清掃許可業者一覧
(収集・運搬業45社)

許可番号	名 称	所 在 地	電 話
収・運-1	ス イ ハ ン 企 業 (株)	青梅市今井 3-3-18	0428-31-0371
収・運-2	(有) 青 梅 ク リ ー ン リ サ イ ク ル	青梅市今井 3-3-16	0428-33-5191
収・運-4	太 誠 産 業 (株)	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル	03-3989-0098
収・運-8	松 浦 商 事 (株)	立川市幸町 3-16-1	042-535-6001
収・運-10	青 梅 新 興 (株)	青梅市黒沢 1-699	0428-74-4281
収・運-14	(有) 鈴 木 商 店	青梅市野上町 3-2-20	0428-22-3814
収・運-18	三 田 商 会	青梅市二俣尾 2-712-4	0428-78-8733
収・運-19	(有) 吉 崎 商 店	青梅市藤橋 3-1-24	0428-31-4151
収・運-23	比 留 間 運 送 (株)	武蔵村山市中央 2-18-3	042-565-1336
収・運-24	(有) カ ワ ス ギ	埼玉県入間市宮寺 2310-23	04-2934-3600
収・運-25	丸 順 商 事 (有)	羽村市富士見平 2-1-14	042-554-2229
収・運-26	(有) 磯 野 商 店	青梅市師岡町 2-87-2	0428-22-0828
収・運-27	(株) 大 島 商 事	青梅市野上町 3-25-11	0428-24-8041
収・運-31	(有) サ ン ク リ ー ン 永 昌	青梅市勝沼 2-307-1	0428-22-8561
収・運-34	奥 住 運 輸 (有)	青梅市藤橋 3-18-14	0428-31-8881
収・運-36	(株) 加 藤 商 事	狛江市東野川 2-14-2	03-3480-5111
収・運-37	(株) エ ス ・ イ ー テ ィ	埼玉県所沢市東所沢和田 2-32-5	04-2951-7760
収・運-39	(株) ま ご こ ろ 清 掃 社	八王子市長房町 126-2	042-665-1761
収・運-40	(株) 星 光	青梅市河辺町 6-20-11	0428-24-7305
収・運-41	(株) 表 養 樹 園	武蔵村山市三ツ木 1-20-1	042-560-2531
収・運-44	共 同 企 業 (株)	青梅市新町 4-8-7	0428-31-3102
収・運-45	(有) 小 作 物 産	羽村市羽加美 3-5-25	042-554-2332
収・運-51	(株) 若 林 商 店	青梅市新町 7-28-5	0428-31-5101
収・運-52	(有) 福 瑞 商 会	福生市福生 2250-27	042-530-6014
収・運-54	(株) ア ユ ミ ・ プ ラ ン	埼玉県所沢市三ヶ島 1-144-3	04-2949-7720

許可番号	名 称	所 在 地	電 話
収・運-55	金 持 隆 太 郎	青梅市畑中 2-247-1 テラスハウス 須崎 2 西南側	0428-24-8757
収・運-60	新 日 本 物 流 (株)	八王子市高倉町 50-16	042-557-7931
収・運-62	(株) 遠 藤 商 会	埼玉県入間市狭山台 3-2-9	04-2937-5346
収・運-65	相 模 原 紙 業 (株)	神奈川県相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508
収・運-68	(株) ス イ ー ピ ン グ サ ー ビ ス	あきる野市瀬戸岡 360-1	042-597-6111
収・運-71	(株) ア ク ト ・ エ ア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667	046-280-1112
収・運-72	青 南 建 設 (株)	八王子市西片倉 1-25-1	042-624-0221
収・運-73	(株) 内 藤 ク リ ー ン サ ー ビ ス	羽村市双葉町 2-19-19	042-551-7110
収・運-75	(有) 古 川 新 興	府中市是政 3-65-1	042-365-2231
収・運-83	カ シ マ サ ー ビ ス (株)	杉並区高円寺南 2-13-3	03-3311-3604
収・運-84	(株) エ コ ワ ス プ ラ ン ト	西多摩郡日の出町平井 22-10	042-588-0072
収・運-87	(株) ケ イ ミ ッ ク ス	港区虎ノ門 1-3-1	03-3500-5900
収・運-90	(株) 東 広	西多摩郡瑞穂町大字二本木 651-8	042-557-7060
収・運-94	(株) ゼ ロ シ ス テ ム ズ	八王子市長房町 125-1	042-669-0900
収・運-95	(株) カ タ オ カ	青梅市東青梅 3-20-5	0428-24-5668
収・運-98	エ コ 丸 信 (株)	武蔵村山市伊奈平 2-27-5	042-520-8881
収・運-99	(株) サ ン ・ エ キ ス プ レ ス	国分寺市並木町 3-7-2	042-329-4320
収・運-101	(有) ミ ヤ マ 商 店	羽村市羽東 3-12-8	042-558-1801
収・運-103	(株) 田 邊 商 店	立川市一番町 5-5-1	042-520-0075
収・運-104	(株) フ ジ ラ イ フ	福生市志茂 207	042-513-0907

(処分業2社)

許可番号	名 称	所 在 地	電 話
処分-1	青 梅 新 興 (株)	青梅市黒沢 1-699	0428-74-4281
処分-4	青 南 建 設 (株)	八王子市西片倉 1-25-1	042-624-0221

(浄 化 槽 清 掃 業 1 社)

許可番号	名 称	所 在 地	電 話
浄-1	青 梅 新 興 (株)	青梅市黒沢 1-699	0428-74-4281

(令和6年3月31日現在)

刊行物資料

ごみ減量・リサイクル通信

広報おうめ掲載記事



ごみ減量・リサイクル通信

発行 青梅市環境部清掃リサイクル課

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1 ☎0428-22-1111

青梅市のごみ処理費用は？

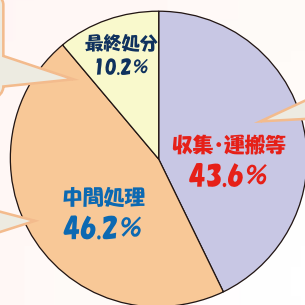
令和4年度 ごみ処理経費(歳出)の内訳

2億8,157万円

- 東京たま広域資源循環組合(最終処分場)負担金 2億6,572万円
- 有客ごみ対策経費 1,585万円

12億7,504万円

- 西多摩衛生組合(焼却施設)負担金 8億2,142万円
- リサイクルセンター管理・施設整備経費等(燃やさないごみや容器包装プラスチックごみの選別処理など) 4億5,362万円

**令和4年度ごみ処理経費(歳入)**

○ごみ処理手数料(指定収集袋手数料)

4億8,231万円**12億0,072万円**

- 収集・運搬委託料等 10億6,239万円
- 廃棄物対策費(資源回収、ごみ収集カレンダー、施設見学会、ごみ情報誌発行等のごみ減量対策費など) 1億3,833万円

合計 27億5,733万円一般会計に占める割合
4.7%

(対前年比 約0.2%減)

市民1人あたり年間
21,130円

(対前年比 467円減)

1世帯あたり年間
42,639円

(対前年比 1,521円減)

ごみ1kgあたりの経費
76円

(対前年比 増減なし)

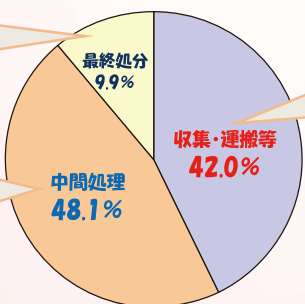
(参考)令和3年度 ごみ処理経費(歳出)の内訳

2億8,130万円

- 東京たま広域資源循環組合(最終処分場)負担金 2億6,497万円
- 有客ごみ対策経費 1,633万円

13億6,405万円

- 西多摩衛生組合(焼却施設)負担金 9億2,145万円
- リサイクルセンター管理・施設整備経費等(燃やさないごみや容器包装プラスチックごみの選別処理など) 4億4,260万円

**令和3年度ごみ処理経費(歳入)**

○ごみ処理手数料(指定収集袋手数料)

4億8,021万円**11億8,913万円**

- 収集・運搬委託料等 10億3,892万円
- 廃棄物対策費(資源回収、ごみ収集カレンダー、施設見学会、ごみ情報誌発行等のごみ減量対策費など) 1億5,021万円

合計 28億3,448万円

★経費増減の背景

- ①収集・運搬等：人件費や燃料費の高騰により増加
- ②中間処理：西多摩衛生組合の負担金が減少

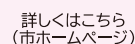
青梅市リサイクルセンター

青梅市リサイクルセンターは、みなさんの家庭から排出されたごみの資源化を推進し、貴重な資源の有効活用等のために運営されています。

リサイクルセンターの機能

- 1 燃やさないごみおよび粗大ごみ等を選別し、再生利用可能なものを回収し、不要物を処理する破碎選別処理施設
- 2 容器包装プラスチック、ペットボトル、ビン等分別回収された資源ごみの再利用に向けた中間処理施設
- 3 せん定枝をチップ化および微粉砕化し、たい肥の原料等として植物資源の有効活用の推進を図る資源化施設





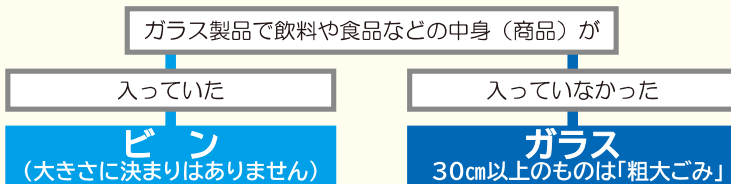
似ていても違う！ガラスとビンの見分け方

ビンとガラスは見た目は同じように見えるものもありますが、ビンとガラスは違う素材でできていたり、できあがるまでの作り方が異なります。

主に食品や飲料といった中に商品が入っているガラスビンは、多くが**ソーダ石灰ガラス**という材質のガラスでできています。そのため、リサイクルセンターで無色透明なもの、茶色のもの、それ以外の色のものに分別することで、いろいろな種類のビンが混じっていても再びビンとしてリサイクルすることができます。

一方で、コップや食器、窓ガラスやテーブルその他多くの製品にも使用されているガラスは、**ソーダ石灰ガラス以外のガラス材質のものや、特別な製造方法のもの**もあります。素材によって成分や溶ける温度が異なるため、ガラスがビンの原料に混ざると、適正に再利用ができなくなります。そのため、ビンとは別にする必要があります。ガラスについては、粉々に粉砕し、人工砂としてリサイクルし、土木資材として活用されています。ちなみに、陶磁器もガラスと同じように人工砂として再利用されています。

ガラスとビンの見分け方フローチャート



※間違いやすいもの

★ほ乳ビン：もともと中身（商品）が入っていないので、「ガラス」です。

→ 耐熱ガラスなのでビンとしてリサイクルできません。

★異素材（鉄やプラスチックなど）と合体したものや、網入りガラスは「燃やさないごみ」（50cm以上は粗大ごみ）となります。

せん定枝の処理と出し方

青梅市リサイクルセンターでは、一般のご家庭から出るせん定枝の持ち込みを受け付けており、持ち込まれたせん定枝を粉砕して、畑の補助肥料用のチップなどにして資源化しています。

💡持ち込む時の注意点💡

- ① 長さは「1m未満」、太さは一番太いところが「10cm未満」にしてください。
→ 長すぎる・太すぎるものは処理を行う機械が壊れてしまいます。
- ② 持ち込みは生枝に限ります（枯れ枝は×）
- ③ とげのついた枝は、とげのついていない枝とは別にしてお持ちください。
- ④ 毒のあるもの（キョウチクトウなど）や竹、しゅろの葉などは長さを「50cm未満」にして、他のせん定枝とは別にしてお持ちください。

✖持ち込みできないもの✖

以下のものや太すぎるもの、石や土が混ざっていると機械に不具合が生じるため、持ち込みできません。



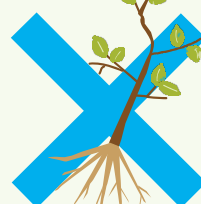
「枯れ枝」



「木の幹」



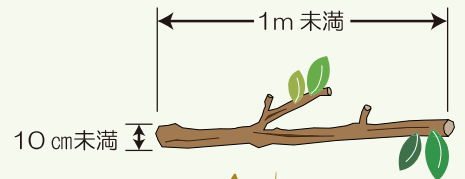
「枝から落ちた葉っぱ」



「根っこの付いたもの」



「掃いて集めた葉やごみ」



ごみの排出は午前8時までをお願いします。

収集時間は、ごみの排出量、道路状況等により変わってきます。必ず午前8時までに出してください。

◎ごみの種別によって収集業者が異なります。このため、同じ日に種別の異なるごみ（下表参照）を排出される場合は、収集される時間が異なりますので、ご承知おきください。

種 別	ご ゐ の 種 類
燃やすごみグループ	燃やすごみ、新聞・折込チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維類
燃やさないごみグループ	燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、有害ごみ
資源物グループ	ペットボトル、ビン、カン、ガラス、陶磁器

集団回収はごみ減量や資源の有効活用につながります！

★集団回収とは・・・

自治会、こども会、PTAなどの各団体が、家庭から出る古紙・カン・繊維類・びんなどの資源を持ち寄り、資源回収業者に引き渡す自主的な資源リサイクル活動です。

ごみの減量や資源の有効利用の推進だけでなく、地域コミュニティづくりや物を大切にすることを育てることに役立っています。

また、青梅市では、回収量に応じた報償金を交付しており、この報償金は各団体の活動費として役立てられています。同時に、資源物を回収する資源回収業者にも回収量に応じた助成金を交付し、地域内で資源物が引き取られやすい仕組みを支援しています。

なお、集団回収の実施日や回収している資源物は、各団体で異なります。

市内の集団回収団体の中で、右記の団体がアルミ缶の回収で優秀な活動実績が認められ、アルミ缶一般回収協力者表彰※の「優秀賞」を受賞されています。
おめでとうございます！

※アルミ缶リサイクル協会が実施。
アルミ缶リサイクル協会とは、アルミ缶のリサイクルを推進することで、資源・エネルギーの有効利用を図り、空き缶公害防止による自然環境保護に寄与することを目的としています。

年度	団体名
平成28年度	大柳町自治会
	千ヶ瀬町第一自治会
令和2年度	裏宿町自治会
	森下町自治会
令和5年度	河辺北会館運営委員会

★登録申請について

営利を目的としない、10人以上の住民で構成された団体が登録できます。申請時に回収品目や代表者、口座情報等が必要になりますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。

また、報償金を申請するためには毎年度登録が必要です。令和5年度に登録していた団体についても再度の登録申請をお願いします。

＜報償金の対象品目と基準額＞

品 目	単価 (1kg当たり)
新聞	9円
雑誌・雑紙	13円
紙パック	13円
ダンボール	11円
繊維類	11円
くず鉄類	8円
アルミ	20円
1.8Lびん	16円
ビールびん(大びん)	16円
その他のびん	15円



「資源の集団回収」
(市ホームページ)

★集団回収の回収対象品目は、上記の表に記載されているものが基本です。

最近、集団回収で回収できない品目が排出されていることが見受けられるとのことですので、排出の可否は各集団回収実施団体にお問合せください。

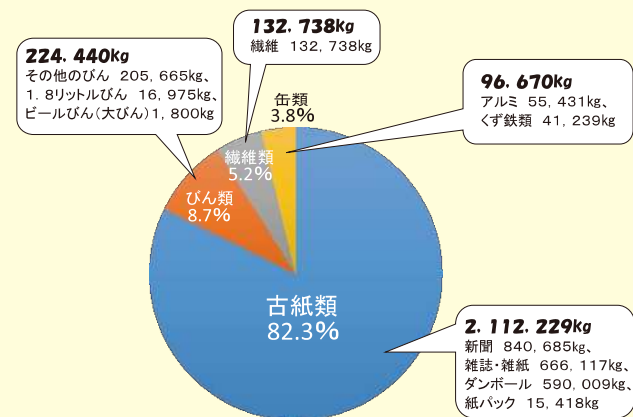
★回収実績の報告

令和4年度には**2,566t**の資源物が集団回収実施団体の協力を得て回収されました。特に回収量が多かった品目は、古紙類で全体の82.3%です。続いて、びん類が8.7%、繊維類が5.2%、カン類が3.8%でした。古紙類を中心に回収が盛んで、資源回収業者を経て、それぞれの資源物ごとに再資源化工場に引き渡され、再資源化されていきます。

また、行政回収(青梅市が主体でごみを回収すること)での資源ごみの収集量は**5,180t**となっており、集団回収量より多くなっています。集団回収と行政回収にかかる経費(人件費や燃料費)を比較すると、実は集団回収の方が少ない経費で行うことができるのです。

集団回収でごみの減量や資源の有効活用が促進されることで、ごみ処理経費の削減につながりますので、資源物はぜひ地域の集団回収に出すようご協力をお願いします。

資源再利用推進報償金対象品目回収量



★青梅市資源回収事業協力業者を受け付けています

市では、市内の各種団体の集団回収で集められた「古紙・カン・びん類」など資源有価物を回収していただく資源回収業者に対し、品目により事業協力助成金を交付しています。ご協力いただける事業者はご登録をお願いします。

登録資格：市内に事業所または営業所がある資源回収業者

登録受付期間：随時

※4月から回収を行いたい業者は3月中に届け出をしてください。

登録方法：清掃リサイクル課(市役所5階)で配布する「青梅市資源回収事業協力業者登録届出書」に必要事項を記入し、清掃リサイクル課へ提出してください。

※届出書は市ホームページからダウンロード可

※届け出は毎年度必要です。

「資源回収事業協力業者」について
(市ホームページ)



令和5年度 小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール

キャッチフレーズ部門最優秀賞

『しげんはね むげんにならないよ 大切に』

西条 駿志 さん (若草小学校4年生)

広報おうめ掲載記事

発 行 日	掲 載 内 容
令和 5 年 4 月 1 日	・資源再利用実施団体奨励報償金の交付 ・ごみ袋の減免 ・リサイクル推進協力店募集中
令和 5 年 4 月 1 5 日	・5月2日（宵宮祭り）・3日（本祭り）は青梅大祭 ・生ごみたい肥化講習会 ・燃やすごみの減量にご協力を
令和 5 年 5 月 1 5 日	・事業所から排出されるごみ
令和 5 年 6 月 1 日	・ごみ減量・資源リサイクルハンドブックの配布は終了しています
令和 5 年 7 月 1 日	・子ども用・成人用おむつの無料収集 ・ごみの最終処分について
令和 5 年 7 月 1 5 日	・バーベキューごみは持ち帰りましょう ・有害ごみはリサイクルセンターに持ち込みできます ・生ごみたい肥化講習会 ・ペットボトルの排出方法 ・作ってみよう！ポスター&キャッチフレーズ小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール ・多摩川1万人の清掃大会
令和 5 年 8 月 1 日	・粗大ごみの出し方
令和 5 年 8 月 1 5 日	・資源物は地域の集団回収へ
令和 5 年 9 月 1 日	・違法な不用品回収業者にご注意ください ・生ごみからぼかしあえをつくってみませんか？ ・三多摩は一つなり交流事業 ごみ処理施設見学とつるつる温泉めぐり ・お〜ちゃんフェスタでフードドライブ受付窓口を設置します！ ・市で収集・処理できないごみについて
令和 5 年 9 月 1 5 日	・ご 存 知 で す か ？～高齢者の皆さんへの各種事業等～
令和 5 年 1 0 月 1 日	・資源物ごみ収集カレンダーに広告を掲載しませんか ・紅葉の谷戸沢処分場自然観察会 参加者募集 ・3 R 推進月間・食品ロス削減月間 ・青梅市廃棄物減量等推進審議会委員を募集します
令和 5 年 1 0 月 1 5 日	・まるごと青梅市当日にフードドライブ受付窓口を設置します！

発 行 日	掲 載 内 容
令和 5 年 1 1 月 1 日	・ごみの減量や資源の有効活用にご協力ください ・小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール入賞者発表（敬称略） ・リサイクルセンターで無料回収しているもの ・西多摩衛生組合から環境センター親子イベント～煙突のぼりにチャレンジ！～ ・リチウムイオン電池（充電式電池）とその内蔵製品の正しい排出にご協力を
令和 5 年 1 1 月 1 5 日	・青梅市リサイクルセンターへのせん定枝持込について ・飼っていた動物の火葬を受け付けています
令和 5 年 1 2 月 1 日	・粗大ごみ受付が混み合っています ・新聞紙・雑誌等資源物の持ち去り防止にご協力を ・粗大ごみ等の不法投棄
令和 5 年 1 2 月 1 5 日	・ごみ処理施設見学会を実施します！ ・年末年始のごみの収集等
令和 6 年 1 月 1 日	・外食時の食品ロスを減らしましょう
令和 6 年 2 月 1 日	・資源回収団体説明会 ・廃棄物減量等推進審議会 ・資源物・ごみ収集カレンダーを配布します ・燃やすごみを減らそう 雑がみの分別とリサイクル
令和 6 年 2 月 1 5 日	・「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書」を締結しました
令和 6 年 3 月 1 日	・引っ越しのごみの排出は計画的に ・音声版・点字版「資源物・ごみ収集カレンダー」を配布します ・市資源回収事業協力業者の登録を受け付けます
令和 6 年 3 月 1 5 日	・浄化槽清掃費の一部を補助します ・雑がみ収集啓発袋と紙ひもの配布

4月1日号

資源再利用実施団体奨励報償金の交付

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

令和4年度中に実施した資源回収の請求書の最終提出期限は4月17日（月）です。早めに清掃リサイクル課へ提出してください。

なお、最終提出期限後に請求書を提出した場合、お支払いできない可能性がありますので、ご注意ください。

ごみ袋の減免

次に該当する世帯の方へ年度に1回、無料でごみ袋を交付します。なお、受給対象世帯ではない方が代理で申請する場合は委任状が必要です。また、重複して受給はできません。

対象	申請が必要な方	交付数
市民税非課税世帯※	過去に一度も申請していない世帯は清掃リサイクル課（市役所5階）または各市民センターへ（要本人確認書類）	最大10組
次の手帳を持っている障がい者がいる世帯 ▷身体障害者手帳1・2級 ▷愛の手帳1・2度 ▷精神障害者保健福祉手帳1級	平成30年4月以降に一度も申請したことのない世帯の方は清掃リサイクル課へ（要各種手帳）	
生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給世帯	清掃リサイクル課へ（要各受給証明書）	最大17組

※令和4年1月2日以降に市内に転入した方は、申請時に現世帯全員の令和4年度の住民税非課税証明書（写し可、令和4年1月1日現在の住所地で取得）が必要です。

リサイクル推進協力店募集中

ごみの減量とリサイクル活動を推進する店舗等の協力店には、店舗掲示用のステッカーの配布、市ホームページ等を通じてPRをします。

登録資格 市内にある小売店舗で、次の2項目以上を実施する店舗

- ①ペットボトルの回収
- ②発泡スチロールトレイの回収
- ③牛乳パックの回収
- ④びんの回収
- ⑤かんの回収
- ⑥買い物袋の持参奨励
- ⑦簡易包装の推進
- ⑧使い捨て容器の使用自粛
- ⑨エコマーク・グリーンマーク商品の販売促進
- ⑩生ごみ処理機器等の販売
- ⑪広告・チラシの再生紙の使用
- ⑫中古品の下取り・引き取り
- ⑬事業ごみのリサイクルの推進
- ⑭その他、市長が認めるごみ減量・リサイクルに関する事業

登録方法 清掃リサイクル課（市役所5階）で配布する申込書に必要事項を記入して、清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ



4月15日号

交通規制にご注意ください

5月2日（宵宮祭り）・3日（本祭り）は青梅大祭

問 青梅大祭実行委員会（青梅市民センター内） ☎080-8810-4844



凡例	内容
都営バス臨時乗降場所	文化交差センター交差点下
西東京バス臨時乗降場所	住江町交差点下
タクシー臨時乗降場所	文化交差センター南交差点東側
有料駐車場	天ヶ瀬運動広場▷四小▷永山グラウンド 各100台（3日の午前9時～午後5時30分、雨天時のみ）
凡例	交通規制（通行止め）日時
	2日 正午～午後10時、3日 午前9時～午後10時
	3日 午前9時～午後7時30分
	※交通規制時間中は自転車も通行できません。

第1支会管内の皆さんへ

5月3日のごみ収集にご協力を

問 清掃リサイクル課清掃係

- ▷5月3日のごみ排出は、午前8時までにはお願いします。
- ▷資源ごみは当日の排出をできるだけ控えてください。
- ▷収集漏れの場合は、4日に市役所へご連絡ください。

生ごみたい肥化講習会

日時 5月27日(土) 午前9時30分～11時頃
会場 市役所2階会議室

内容 ダンボールコンポスト(ダンボール箱の中に土壌改良材を入れて、微生物の力によって生ごみを分解し、家庭から出る生ごみからたい肥を作る)を作成。ダンボールコンポストを使って、生ごみを資源にすることで、燃やすごみの量を減らすことができます。

定員 先着30組(予約制)

持ち物 2日分の朝刊(新聞)、筆記用具、大きめのTシャツ(メンズLサイズ程度)

その他 終了後、約8kgのダンボールコンポストをお持ち帰りいただきます。

申し込み 4月17日～28日に電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ(午前9時～午後5時)

家庭から出るごみの70%以上が燃やすごみ!

燃やすごみの減量にご協力を

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

リサイクルできるものも燃やすごみとして排出していませんか。

★小さな紙ごみも資源です 紙袋にこまめに入れ、集まった紙はひとりでまとめて縛るか、紙袋に入れたまま口を閉じて排出してください。雑紙を入れる雑紙リサイクル袋の作り方を市ホームページに掲載しています。



△雑紙リサイクル袋の作り方

▷雑紙で出せるもの…食品類の箱、割り箸の袋、ラップ・トイレットペーパーの芯、封筒、プリント類(ホッチキスの針はそのままでも可。個人情報切り取るか、塗りつぶす)、ティッシュペーパーの箱(口のビニールは容器包装プラスチックごみへ)、包装紙、カレンダー、チラシ、名刺、画用紙など

※汚れ・匂いのついた紙、感熱・感圧紙等は燃やすごみへ

▷紙ごみは集団回収へ…新聞、ダンボール、紙バック、雑紙・雑紙は積極的に地域の集団回収へ

★生ごみの排出を抑えるために

▷食材を買い過ぎない…消費期限と作る分量を考えて購入し、食べきれぬ分だけにしましょう。

▷生ごみはたい肥へ…庭や畑、ダンボールコンポストや生ごみ処理機器等を活用しましょう。生ごみのリサイクルについて市ホームページに掲載しています。



△生ごみのリサイクル

5月15日号

6月1日号

事業所から排出されるごみ

問 清掃リサイクル課清掃係

事業所ごみは家庭系一般廃棄物指定収集袋では出せません。

☆事業所ごみの出し方

燃やす・燃やさない・容器包装プラスチックごみ…1回で排出できる量は事業系一般廃棄物指定収集袋の大袋3袋(小袋6袋)までです。これより多くなる場合は、市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者(2次元コード)に処理を依頼してください。

粗大ごみ・産業廃棄物…廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

資源ごみ…資源物処理業者に依頼するなど、リサイクルにご協力ください。



ごみ減量・資源リサイクルハンドブックの配布は終了しています

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

「青梅市ごみ減量・資源リサイクルハンドブック」は現在配布していません。

最新の分別方法等は、「資源物・ごみ収集カレンダー」または「AIチャットボット」をご確認ください(2次元コード参照)

なお、ハンドブックに掲載していた「50音順ごみ分別一覧」は、市ホームページにて最新版を公開しています。



AIチャットボット



50音順ごみ分別一覧

7月1日号

子ども用・成人用おむつの無料収集

問 清掃リサイクル課清掃係

「燃やすごみ」の日に、家庭から出る子ども用・成人用おむつを無料で戸別収集しています。汚物は取り除き、透明または半透明の袋に入れて排出してください。

なお、ペット用おむつは、指定収集袋(緑色のごみ袋)に入れて排出してください。

ごみの最終処分について

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

多摩地域25市1町のごみは、清掃工場で焼却・破砕処理後、日の出町にある二ツ塚処分場で最終処分をしています。

焼却灰は、道路の側溝やよう壁の原料となる「エコセメント」にリサイクルされています。

二ツ塚処分場は、多摩地域全体のごみの最終処分問題を解決するために、日の出町の方々の理解を得て設置されました。現在も、処分場維持のため日の出町から多くの協力を受けています。

ごみを排出する際は、ごみの中に有害な物質が混入しないよう、分別の徹底と適切な排出をお願いします。



エコセメント





ごみの減量や資源の有効活用にご協力ください

「循環型社会」をつくるために、一人ひとりが実践できることを考えていきましょう。 問 清掃リサイクル課（市役所5階）

バーベキューごみは持ち帰りましょう

自然環境に恵まれた青森市には、毎年バーベキューを楽しむ方が訪れます。多くの方はマナーを守り、ごみを持ち帰っていますが、ごみの置き去りが増えているのが現状です。

市では、定期的に河川の清掃を行うとともに、7～8月には環境美化委員が「河川ごみ減量推進事業」としてごみの持ち帰りを呼びかけています。

豊かな自然を守るために皆さんもごみの持ち帰りにご協力ください。



環境美化委員
環境美化指導員と環境美化推進員から構成され、ごみの適正処理やごみの減量等に熱意と見識を有する市民の中から、自治会長の推薦に基づき、市から委嘱を受けた方で、皆さんの周りの環境美化に尽力しています。

有害ごみはリサイクルセンターに持ち込みできます

家庭から出た有害ごみ（乾電池、蛍光灯、スプレー缶、ライター等）は、リサイクルセンター（新町6-9-1）に持ち込みができます。

持ち込みできる日時

月～金曜日、日曜日 午前9時～午後4時 ※祝日、年末年始を除く持ち込みできるもの

▷乾電池（充電式電池やリチウムイオンバッテリー等は不可。回収協力店へ持ち込んでください。）

▷コイン電池（ボタン電池は不可。回収協力店に持ち込んでください。）

▷蛍光灯（直管形、丸形等）、電球

▷水銀体温計

▷スプレー缶（消火器は不可）、カセットコンロ用ガスボンベ

▷ライター

▷電子タバコ

※中身の残っているライター、スプレー缶等は、火災や爆発のおそれがあるため、なるべく使い切ってから出してください。中身が残っている場合は穴は開けず、「残あり」と貼り紙をして出してください。

持ち込み方法等

粗大ごみ受付にて、市民であるかの確認を本人確認書類等により行います。確認後、それぞれ専用の容器等に入れてください。

※自宅から持ち込む際に使用した袋や箱等は、お持ち帰りください。

生ごみたい肥化講習会

「生ごみ」を「燃やすごみ」ではなく「資源」にすることで、日々、皆さんの家庭から出されている「燃やすごみ」の量を減らすことができます。

日時 8月21日（月） 午前9時30分～11時ごろ

会場 市役所2階201～203会議室

定員 先着30組（1人での参加可）

※一組につき一つ段ボールコンポストを作成します。

持ち物 2日分の新聞（朝刊）、筆記用具、大きめのTシャツ
その他 終了後、約8kgの段ボールコンポストをお持ち帰りください。

申し込み

7月18日～28日に電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ



段ボールコンポストとは
段ボール箱の中に土壌改良材（ピートモス・もみ殻くん炭）を入れて、微生物の力によって生ごみを分解し、家庭から出る生ごみからたい肥を作るといふものです。1箱で約3か月分の生ごみ30kg程度から、約5kgのたい肥を作ることができます。生ごみの量を約6分の1に減量することが可能です。

ペットボトルの排出方法

▷外したキャップ、はがしたラベルは、「容積包装プラスチックごみ（茶色のごみ袋）」で排出してください。

▷収集・運搬の際にかきばらないように、なるべくつぶしてください。

▷排出の際は、ビニール袋には入れず、バケツや箱などの容器に入れ、午前8時までに道路に面した敷地内または決められた集積所に出してください。

▷一度に大量に排出せず、こまめな排出にご協力ください。

ペットボトルの出し方



（経済産業省 <https://www.seti.go.jp/> からイラストを加工して使用）

作ってみよう！ポスター&キャッチフレーズ 小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール



皆さんがごみを減らすためにやっていることや、まちをきれいにするためのアイデアなどをポスターやキャッチフレーズで表現してみませんか？

入賞作品は、広報おのや市ホームページに掲載するほか、市役所ロビーに展示し、啓発活動に活用します。優秀作品は、来年度の資源物・ごみ収集カレンダーにも掲載する予定です。

応募方法などは市ホームページ（2次元コード）からご確認ください。

対象 市内在住の小学4～6年生

提出期間 市内小学校在籍者…9月6日（木）、市外小学校在籍者…9月8日（金）

令和4年度ポスター部門金賞作品



4年生の部

5年生の部

6年生の部

令和4年度キャッチフレーズ部門最優秀作品
「すてないで みんなでしわけて 未来の資源」

みんなの多摩川 みんなできれいに

多摩川1万人の清掃大会

問 清掃リサイクル課
ごみ減量推進係

市では、平成6年度から市内多摩川流域（御岳渓谷から友田町まで）を一斉に清掃し、この清掃活動を通じて市内外に「すばらしい多摩川をいつまでも守る」ことを広く呼びかけています。この清掃大会は、多摩川を利用する方に「ごみの持ち帰りや川の美化を積極的に呼びかけ、「ごみを拾う活動から、ごみを捨てさせない活動」へと展開していく事業です。一人でも多くの方に参加していただくことが、大きな力となり活動を支えます。

個人での参加はもちろん、地域の自治会やご家族、ご友人、職場の皆さんとご参加ください。

日時 8月6日（日） 午前8時～10時ごろ ※雨天中止

会場 右表参照（実施地区によって集合場所が異なります。）

服装 動きやすい服装 ※ごみ袋、軍手、タオルは支給

その他

▷清掃活動、ごみ集積場所については会場ごとの実施責任者（支会長、連自治会長等）の指示に従ってください。

▷本部（沢井管内・全市）での清掃は実施範囲が広い流れ解散となります。

▷集められたごみは、収集車が収集し、西多摩衛生組合やリサイクルセンターで処理します。

▷当日は気温が高いことが想定されますので、体調に十分気を付けてください。

実施場所・地区と集合場所

実施場所	実施地区	集合場所
多摩川橋上下流（右岸）	友田町	各自治会ごとに集合
市民球技場上下流（左岸）	河辺町	河辺町3丁目春日児童遊園
下奥多摩橋下流（右岸）	下長淵	長淵水泳場駐車場
下奥多摩橋下流～調布橋（左岸）	千ヶ瀬町（下）	千ヶ瀬町自治会館
調布橋上下流（右岸）	上長淵	調布橋際（上長淵側）
鮎美橋上下流（左岸）	千ヶ瀬町（上）	鮎美橋（千ヶ瀬町側）
釜の淵公園上下流（右岸）	駒木町	駒木町1丁目運動広場
柳瀬橋下流～万年橋先（左岸）	青梅（大柳町）	釜の淵公園大柳町駐車場
万年橋上流～寒天河原（右岸）	畑中	寒天河原
市宮日向和田住宅下（左岸）	青梅（日向和田）	市宮日向和田住宅下河原
町屋小橋～和田橋（右岸）	和田町	町屋小橋（和田町側）
旧梅郷1丁目運動広場下（右岸）	梅郷（下郷）	旧梅郷1丁目運動広場 南東側民地駐車場
神代橋上下流（右岸）	梅郷（中郷）	神代橋（梅郷側）
好文橋・大聖院下（右岸）	梅郷（上郷）	西中駐車場
山崎河原（右岸）	柚木町1丁目	山崎河原
喜久松苑下（右岸）	柚木町2丁目	喜久松苑下河原
軍畑大橋下・寒山寺周辺	柚木町3丁目	寒山寺駐車場
御岳渓谷（二俣尾～御岳）	沢井管内・全市（本部）	御岳橋下左岸河原

※川の上流から下流に向かって、右側の川岸が右岸、左側が左岸

8月1日号

粗大ごみの出し方

問 清掃リサイクル課収集指導係

★直接持ち込み（予約不要・処理手数料は現金で支払い）

日時 月～金曜日、日曜日 午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く）

※月～金曜日の午前11時30分～午後1時30分、日曜日は混雑します。

場所 市リサイクルセンター（新町6-9-1）

持ち物 本人確認書類

★自宅回収（事前予約制・処理手数料は納付書で支払い）

申し込み先 粗大ごみ専用受付電話 ☎ 23-5805

申し込み日時 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

▷申し込みから収集まで1週間程度要します。

▷あらかじめ品名・大きさ・数量をお伺いします。

▷65歳以上の方・障がい者の方のみの世帯等に、粗大ごみを屋内から運び出して収集する制度があります。申し込み時にご相談ください。

収集日（時間指定不可） 月～金曜日（祝日含み、年末年始を除く）

※予約時にお伝えする「粗大ごみ」・「品名」・「受付番号」を書いた紙を品物に貼ってください。（右図参照）



★いずれも

▷生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給世帯は、処理手数料が免除になります。申し込み時にお知らせください。

▷せん定枝は太さ10cm以下、長さ1mで束ねてください。

▷建築資材、タイヤ、コンクリート、テレビ、パソコン等、収集できないものがあります。

★家電4品目の収集は販売店等へ

テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は、家電リサイクル法対象製品のため、市では収集できません。製品を購入した店または買い換えをする店に引き取り（リサイクル料金、収集運搬料がかかります）を依頼してください。それ以外の場合は、市では青梅新興 ☎ 74-4281 が窓口となって引き取りを行います。（有料）

★粗大ごみ等の不法投棄への自衛策にご協力を

不法投棄は犯罪であり、法律によって処罰されます。市では、不法投棄への対策として、環境美化委員や青梅警察署の協力により随時パトロールを行うほか、不法投棄の防止を呼び掛ける看板等を設置していますが、依然として無くなりません。不法投棄されたごみの処分は、土地所有者へお願いしています。捨てられないよう自衛策にご協力ください。

8月15日号

資源物は地域の集団回収へ

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

地域の自治会、PTA等の各団体が集団回収を行っています。集団回収は、ごみの減量や資源の有効利用を推進し、コミュニティづくりや物を大切にすることを育てることに役立っています。また、「資源再利用推進報償金交付団体」に登録後、集団回収を実施した各団体へ、回収量に応じた報償金が市から交付され、各団体の活動費として役立てられています。資源物は地域の集団回収に出すようご協力をお願いします。

なお、集団回収の実施日や回収する資源物は、各団体で異なりますので、各団体へご確認ください。新たに集団回収を行いたい団体は、一定の条件を満たせば行うことができますので、お問い合わせください。

品目	単価 (1kg当たり)
新聞	9円
雑誌・雑紙	13円
紙バック	13円
ダンボール	11円
繊維類	11円
くず鉄類	8円
アルミ	20円
1.8Lびん	16円
ビールびん (大びん)	16円
その他のびん	15円

9月1日号

違法な不用品回収業者にご注意ください



問 清掃リサイクル課清掃係

家庭から出る不用品は、違法な不用品回収業者を利用すると、不適正に処理された状態で海外へ輸出や不法投棄されるおそれがあります。

チラシや軽トラック等で「家庭の不用品を無料回収します」と宣伝する業者に注意してください。

適正な処理方法は、市ホームページをご覧ください。

市民団体協働事業

生ごみからぼかしあえを つくってみませんか？

生ごみを密閉容器の中で一次発酵させて（ぼかしあえ）から、直接土へ返す方法でごみ減量に取り組んでみませんか？

「土からできたものを燃やさないで土に返したい！」「プランターでもできないかしら？」などとお思いの方、以下の日程で説明会を行いますので、お気軽にご参加ください。

日時 9月16日（土）

午後2時～3時30分ごろ

場所 大門市民センター第1・2集会室

定員 先着20組

申し込み

8日までに電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ

※実際にぼかしあえを作りたい方は、当日に登録料300円をお支払いください。
専用のバケツと資材をお渡しします。

三多摩は一つなり交流事業 ごみ処理施設見学と つるつる温泉めぐり

日時 10月2日（月）

午前9時～午後4時15分

対象 市民

行程

市役所～西多摩衛生組合～生涯青春の湯
つるつる温泉（昼食休憩含む）～東京たま広
域資源循環組合（二ツ塚最終処分場等）～市
役所

※貸切バスで回ります。

※昼食の用意あり

定員 先着40人

申し込み

4日～13日までに電話で清掃リサイクル
課ごみ減量推進係へ

※一回の申し込みで2人まで申し込み可

お～ちゃんフェスタで フードドライブ受付窓口を設置します！



問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、
集められた食べ物をフードバンク等に寄付する活動です。次の
日程で受付窓口を設置しますので、ぜひご協力ください。

日時 9月17日（日） 午前10時～午後4時

受付場所 お～ちゃんフェスタ2023会場（市役所）

※食品の種類や状態によっては、受け取ることができない場合
があるため、事前にホームページで条件等をご確認のうえ、
持参してください。



市で収集・処理できないごみについて



問 清掃リサイクル課清掃係

以下のごみについては、市では収集・処理できません。

※詳細は、市ホームページ（2次元コード参照）または市資源物・ごみ収集カレンダーの15ページをご覧ください。

- ①テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）
- ②エアコン
- ③冷蔵庫・冷凍庫
- ④洗濯機・衣類乾燥機
- ⑤パソコン
- ⑥小型充電式電池
- ⑦自動車、オートバイおよびその部品など
- ⑧建築廃材
- ⑨農具
- ⑩土砂類
- ⑪ピアノ、1辺50cm以上の金庫、白など
- ⑫薬品類
- ⑬危険物類
- ⑭在宅患者の医療器具

処分方法

①～④…購入や買替をする店または青梅新興俵
へお問い合わせください。

※解体したり、部品は外さないでください。

⑤…各メーカーに問い合わせるか、リネット
ジャパンリサイクル(株)で1回につき1箱分
無料で収集を行っていますので、お問い合
わせください。

⑥…リサイクルは（一社）JBRCのリサイク
ル協力店で実施しています。

※リサイクルマークがないものなど、回収の対
象外となるものがあります。

※詳細は、JBRCのホームページ参照

⑦～⑭…購入した販売店等にお問い合わせください。



9月15日号



介護予防のためには

- ▷介護予防教室
- ▷介護予防講演会
- ▷梅っこ体操CD・DVD貸し出し

元気な方・技能を活かしたい方

- ▷シルバー人材センターへの登録…◎
- ▷シルバーマイスター制度
- ▷高齢者クラブ
- ▷高齢者の教養講座

ポイント！
高齢者クラブは、各地域に49クラブあり、健康で豊かな生活のため、さまざまな活動をしています。

高齢者のご家族の方へ

- ▷認知症サポーター養成研修の講師派遣
- ▷徘徊高齢者家族支援サービス
- ▷介護DVD貸し出し
- ▷高齢者見守りシール

ポイント！
衣服に貼れる2次元コード付き見守りシールを交付しています。

ゴミを捨てる際には

- ▷指定収集袋の減免…☆
- ▷おむつごみの無料収集…☆
- ▷粗大ごみ運び出しサービス…☆

ポイント！
指定収集袋の減免は、初回の申請が必要です。

もしもの時に備えましょう

- ▷自動通話録音機無償貸与…★
- ▷救急通報システム
- ▷住宅火災通報システム
- ▷福祉電話の設置
- ▷緊急通報サービス…◆

ポイント！
救急通報システムは無償貸与から緊急時に救急車の出動を要請します。

お出かけの際には

- ▷温泉保養施設の利用助成
- ▷シルバーバス…◇
- ▷車いすの貸し出し…◆
- ▷ハンディキャップの貸し出し…◆

ポイント！
ハンディキャップはマツダA2ワゴン・日産セレナの2種類があります。

日常生活品への給付やサービス

- ▷日常生活用具（腰掛便座等）の給付
- ▷住宅改造費（浴槽等の設備改修費）の助成
- ▷紙おむつの給付
- ▷訪問理美容サービス
- ▷配食サービス
- ▷寝具乾燥サービス
- ▷いきいきサービス…◆

ポイント！
いきいきサービスは助け合いによる寄寓家介護サービスです。在宅での日常生活に必要な家事などのお手伝いをします。

その他お困りの際には…

- ▷介護サービス相談員の派遣
- ▷地域包括支援センター

青森・東青森地区…地域包括支援センター ☎22-1111
奥州・奥羽地区…地域包括支援センター ☎24-2882
大門・小宮・成木・新町・今井地区…地域包括支援センター ☎33-4477

各種問い合わせ先

- ◎…シルバー人材センター ☎24-8171
- ◇…東京バス協会 ☎03-5308-6950
- ◆…社会福祉協議会 ☎22-1233
- ☆…清掃リサイクル課清掃係
- ★…市民安全課市民安全係
- その他…高齢者支援課いきいき高齢者係 包括支援係

10月1日号

資源物ごみ収集カレンダーに広告を掲載しませんか

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係



毎年全戸配布しているごみの収集日等を掲載した「資源物ごみ収集カレンダー」（令和6年4月～翌年3月）に広告欄を設けます。広告掲載を希望する企業、事業所、自営業者の皆さんは、ぜひお申し込みください。
規格 カレンダー…A4サイズ、広告…縦3cm×横13cm（JPEG形式）
作制部数 73,000部（予定）
掲載料 1枠50,000円
募集枠数 先着12枠
注意事項 掲載位置の指定は不可▷同一広告主の広告は1枠までとし、空きがある場合に限り2枠以上掲載可

申し込み

10月2日～31日に市ホームページから広告掲載申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、広告図案を添えて電子メール ☎div1315@city.ome.lg.jp または直接清掃リサイクル課（市役所5階）へ

※メールの件名は「資源物ごみ収集カレンダー広告掲載応募」としてください。



△イメージ図

紅葉の谷戸沢処分場自然観察会

参加者募集

問 東京たま広域資源循環組合 ☎042-597-61512、市清掃リサイクル課

日時 11月30日（木）

午前8時20分JR立川駅北口集合～午後5時同場所解散

行程 立川市クリーンセンター～二ツ塚処分場～谷戸沢処分場（大型バスで移動）

対象 多摩地域在住・在勤・在学の方

定員 40人（抽選）

費用 500円（昼食代）

※当日徴収

申し込み

11月6日（必着）までに東京たま広域資源循環組合ホームページ（2次元コード参照）、またはハガキに①氏名②年齢③郵便番号、住所④電話番号（日中連絡可能な番号）、⑤通勤・通学先の市町村名（多摩地域にお住まいでない方のみ）を記入して〒190-0181日の出町大字大久野7642「紅葉の谷戸沢処分場自然観察会係」へ郵送

11月15日号

青梅市リサイクルセンターへの せん定枝持込について

問 清掃リサイクル課収集指導係

自宅から出たせん定枝を無料で持ち込むことができます。以下の点を必ずお守りください。

- ▷長さ100cm未満、太さ10cm未満の生枝に限ります。
- ▷竹や毒性のある枝（ウルシなど）は、長さ50cm未満、太さ10cm未満。なお、これらととげのある枝（ゆずなど）は他の枝と分けてお持ちください。
- ▷再資源化できない、木の幹・根、枯れたもの、草、落ち葉、つるは持ち込めません。状況により持ち帰っていただく場合もあります。

飼っていた動物の火葬を受け付けています 問 清掃リサイクル課清掃係



飼っていた動物が亡くなった場合、火葬を受け付けています。（火葬後の遺骨はお返し出来ません。）犬が亡くなった場合は、火葬の申し込みの有無に関わらず、届出が必要です。

自身で火葬場へ搬送される場合

①市民であることが分かるもの（運転免許証など）を持参して、清掃リサイクル課（市役所5階）の窓口で申請し、手数料2,000円をお支払いください。

②領収書を持参し、亡くなった動物を火葬場（長淵5-743）へ搬送してください。

※火葬場の受付は友引の日と1月1日～3日を除いた午前9時～午後4時

※大型動物を火葬される際は、事前に火葬場☎22-3918へご連絡ください。

市が自宅にお迎えにあがる場合

①清掃リサイクル課へ日時調整の連絡してください。

②引き受け時に手数料4,000円をお支払ください。

※引き受けは、祝日、年末年始を除く月～金曜日

12月1日号

粗大ごみ受付が混み合っています

問 清掃リサイクル課収集指導係

年末に向けて粗大ごみの処理を希望する方が多く、自宅回収の電話受付・持ち込みが混み合っています。早めの申し込み、持ち込みをお願いします。

※年末年始・年度末、月・火・日曜日、連休明け、午前11時30分～午後1時30分の時間帯は特に混み合っています。それ以外の曜日や、午後などの比較的すいている時間に受付するようご協力をお願いします。（電話受付と持ち込みは受付日・時間が異なりますので、ごみカレンダー等でご確認ください。）

新聞紙・雑誌等資源物の持ち去り防止にご協力を



問 清掃リサイクル課清掃係

市の回収へ出した資源物を持ち去ることは条例で禁止されています。市では、定期的にGPSを使ったパトロールなどで取り締まりを行っています。持ち去りを見かけた場合は、場所、時間、持ち去った人や車の特徴等を清掃リサイクル課までお知らせください。

また、ご家庭での持ち去り防止対策として、市ホームページに「持ち去り禁止」の注意喚起の用紙を掲載しています。参考としてご利用ください。皆様のご協力をよろしくお願いします。

粗大ごみ等の不法投棄

問 清掃リサイクル課収集指導係

不法投棄は犯罪であり、法律によって処罰されます。

市では、不法投棄への対策として、環境美化委員や青梅警察署の協力により随時パトロールを行うほか、不法投棄の防止を呼び掛ける看板等を設置しています。不法投棄等を目撃した場合は、市や警察に通報してください。

なお、私有地に不法投棄されたごみの処分は、土地所有者へお願いしています。土地所有者の皆さんは、自衛策にご協力ください。

12月15日号

ごみ処理施設見学会を実施します！

ごみ処理施設やリサイクル工場を見学し、食品トレイやペットボトル等が新たな食品トレイとして生まれ変わる過程を学びます。

日時 令和6年1月18日（木）

午前8時30分～午後5時10分

行程 市役所集合～市リサイクルセンター～道の駅まぐらがの里こが（昼食）～（株）エフビコ関東リサイクル工場（茨城県）～市役所解散

※貸切バスで回ります。

※昼食代は自己負担

対象 市民（未成年の場合要相談）

定員 先着40人

申し込み 12月18日～27日までに電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ

※1回の申し込みで2人まで申し込み可

年末年始のごみの収集等

ごみの焼却は、都条例等により原則として禁止されています。年末の片づけ等で出たごみは、燃やさずに市の収集に出してください。

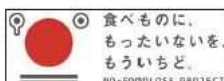
問 清掃リサイクル課清掃係・収集指導係

種類	収集や申し込みの期限
燃やすごみ 燃やさないごみ 容器包装プラスチックごみ 資源ごみ 有害ごみ	▷「令和5年度版青梅市資源物・ごみ収集カレンダー」のとおり収集します。 ▷お住まいの地区によっては、12月29日に燃やすごみの特別収集を行います。
粗大ごみ せん定枝	▷月～金曜日の午前9時～午後5時に専用電話 ☎23-5805（かけ間違いにご注意ください）へ申し込んでください。 ▷年末は大変混み合うため、年内の収集を希望する場合は、早めに申し込んでください。
リサイクルセンターへの持ち込み	▷月～金曜日、日曜日の午前9時～午後4時に直接リサイクルセンターへ持ち込んでください。
し尿くみ取り	▷電話で清掃リサイクル課へ申し込んでください。 ▷年内のくみ取りを希望する場合は、12月28日の正午までに申し込んでください。

※年末は12月28日まで、年始は1月4日から

1月1日号

外食時の食品ロスを減らしましょう



問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

まだ食べられるのに破棄されてしまう食材（食品ロス）は年間523万トンにもものぼり、国民1人あたりに換算すると、約114g（約お茶碗1杯分）の食べ物が毎日捨てられていることになります。食品ロスを減らすために、一人ひとりができることから始めましょう！

食品ロス削減のコツ～外食編～

▷食べきれ的分だけ注文…小盛りのメニューを活用するなど、頼みすぎに注意しましょう。量や食材を確認しましょう。

▷お店の人に量や食材を確認して、自分が食べきれかどうか判断…どうしても残ってしまった料理は、持ち帰りできるか聞いてみましょう。

※農林水産省の資料をもとに作成



2月1日号

資源回収団体説明会

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

日時

▷2月25日(日) 午後2時30分から

▷2月29日(木) 午後7時から

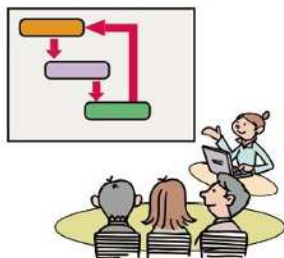
※各回同じ内容

会場 市役所2階204～206会議室

対象 令和5年度に登録していた団体、6年

度から新規に登録を希望する団体

内容 登録申請や報酬金等について



廃棄物減量等 推進審議会

2月14日(水)
午後2時30分から

市役所3階議会棟
第2委員会室

ごみ処理状況につ
いて ほか

10人(抽選)

当日の午後2時～
15分に会場入り口
で

清掃リサイクル課
ごみ減量推進係

資源物・ごみ収集カレンダーを配布します

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

ごみ収集日を掲載した「資源物・ごみ収集カレンダー」を各家庭に配布します。
順番に配布するため、お手元に届くまでお待ちください。

配布方法

▷ご自宅のポストへ投函します。

※ポストへの投函が難しい場合は、袋に入れて玄関前やドアノブ等にかけておくことがあります。

▷配布を行う業者はビブスおよび名札(右図)を着用します。

※配布を行う業者は「ヤマタダイアログをメディア帳」

届かなかった場合

2世帯以上の住居で1部しか届かなかった場合や、3月15日を過ぎてもお手元に届かない場合は、近くの市民センターで受け取るか、清掃リサイクル課へご連絡ください。
※再配達期間は3月31日まで

その他

事業所(自宅を兼ねる場合は除く)へは配布しませんので、必要な場合は市役所もしくは近くの市民センターで受け取ってください。
また、市ホームページからも確認できます。



講演会

燃やすごみを減らそう 雑がみの分別とリサイクル



日時 2月25日(日) 午前10時～11時30分

会場 市役所2階204～206会議室 対象 市民

内容

ごみの減量には、限りある資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していくことが大切です。

(公財)古紙再生促進センターの講師が分かりやすく講演します。

定員 先着100人(予約制)

申し込み 専用フォーム(2次元コード)または電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ

2月15日号

「リユース活動の促進に向けた 連携と協力に関する協定書」 を締結しました



問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

市では年間約1,700tの粗大ごみが排出されていますが、その中にはまだ使えるものもあります。

こうした状況の中で、地域の中で使用可能なものを必要な人に譲り渡すことにより「リユース」の取り組みが促進できると考え、2月7日に㈱ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書」を締結しました。

ジモティーでは、誰でも簡単に譲りたい不要品の情報を投稿でき、地元で譲り先を見つけることができるサービスを提供しています。
まだ使えるものを必要な人へ譲ることでごみの削減に繋がります。

詳細は市ホームページでご確認ください。

3月1日号

引っ越しのごみの排出は計画的に

問 清掃リサイクル課清掃係、収集指導係
市外に転出する方で引っ越しまでに収集日がない場合に限り、リサイクルセンターで家庭ごみの受け入れを行っています。

引っ越しごみの排出方法

指定収集袋を使う、ひもで縛るなど、家庭から排出する際と同じ基準で分別してください。

注意事項 かん、びん、ペットボトル、ガラス、陶磁器は持ち込み後、指定の専用箱に入れてください。持ち込みの際は、本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。市内で転居する方は、持ち込みできません。地区ごとに決められた収集日に出してください。

リサイクルセンターの受付

日時 月～金曜日、日曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時

※午前11時30分～午後1時30分の時間帯と月・火・日曜日、連休明けは大変混み合います。

粗大ごみの排出方法

▷自宅回収（事前予約制）…粗大ごみ専用受付 ☎23-5805へ

申し込み（祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時）

▷リサイクルセンターへの持ち込み（予約不要）…月～金曜日（祝日を除く）、日曜日 午前9時～午後4時

音声版・点字版

「資源物・ごみ収集カレンダー」を
配布します

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

令和6年度版資源物・ごみ収集カレンダーの音声版（デージー方式）・点字版を作製します。

配布を希望する方は、清掃リサイクル課へご連絡ください。

届け出は毎年度必要です！

市資源回収事業協力業者の登録を受け付けます



問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

市内の各種団体が資源回収で集めた「古紙・カン・ビン類」などを回収する資源回収業者に対し、品目に応じて事業協力助成金を交付しています。資源回収にご協力いただける回収業者を随時募集しています。

登録資格

市内に事業所または営業所がある資源回収業者

※4月から回収を行いたい業者は3月中に届け出をしてください。

登録方法

清掃リサイクル課（市役所5階）で配布する「青梅市資源回収事業協力業者登録届出書」（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、清掃リサイクル課へ提出

3月15日号

浄化槽清掃費の一部を補助します

問 清掃リサイクル課清掃係

市では、住民登録のある一般家庭および店舗・事務所などの併用住宅で、市が許可した清掃業者が清掃した浄化槽に限り、次のすべてに該当するものについて、年度1回、清掃費の一部を補助しています。

対象

- ①浄化槽法に基づく都への浄化槽設置届をして、確認されている浄化槽
- ②建築基準法による建築確認を受けている浄化槽
- ③公共下水道供用開始区域外または供用開始されてから1年以内の区域内の浄化槽
- ④個人管理の浄化槽

申請方法 清掃作業実施日から遅滞なく（令和5年度実施分は6年4月30日まで）、領収書、通帳等振り込み口座が分かるもの、認め印（朱肉を使うもの）をお持ちのうえ、清掃リサイクル課へ

その他

- ▷下水道への接続などで、浄化槽を撤去する際の汚泥引出しは補助対象外となります。
- ▷浄化槽管理者には、浄化槽法により、清掃の他にも年一回の法定検査と定期的な保守点検が義務付けられています。
- ▷引っ越し、管理者の死亡の際は、名義変更の届け出が必要です。

雑がみ収集啓発袋と紙ひもの配布

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

燃やすごみに含まれる雑がみを資源ごみとして出し、分別を習慣化してもらえるよう、雑がみを保管する際に使用する「雑がみ収集啓発袋」と新聞・雑誌・雑がみを束ねて出す際に使用する「紙ひも」を希望者に無料配布します。

配布開始日 3月19日（火） ※無くなり次第終了

配布場所 清掃リサイクル課（市役所5階）、リサイクルセンター粗大ごみ持ち込み受付（新町6-9-1）、各市民センター
※雑がみ収集啓発袋はひとり1枚、紙ひもはひとり2本まで

